ごみ処理施設に関する調査特別委員会(第3回)会議録

平成23年10月24日 午前9時00分 開会

1 出席委員

 委員長
 西口 雪夫
 副委員長
 柴田 安宣

 委員
 松永 隆志
 委員
 田添 政継

 委員
 笠井 良三
 委員
 上田 篤

 委員
 町田 康則

2 議長の出席

議 長 並川 和則

3 書記

 書 記 長
 山田 圭二
 書 記 演崎 和也

 書 記 吉田 将光

4 委員会に付した事件

- (1) 顧問弁護士について
- (2) 記録提出について
- (3) 運営要領について
- (4) 質問内容について
- (5) 今後のスケジュールについて
- (6) その他

5 議事の経過

〇委員長(西口雪夫君)

それでは、ただいまより第3回ごみ処理施設に関する調査特別委員会を開会させていただきます。

本日の日程は、お手元に配付したとおりでございます。

午後からそれぞれ委員会等が入っておるということで、できれば午前中で 終了したいと考えております。

2の議題につきましては、(1)「顧問弁護士について」、(2)「記録 提出について」、(3)「運営要領について」、(4)「質問内容について」、

(5) 「今後のスケジュールについて」、(6) 「その他」となっておりま

す。

3で次回開催日について協議いただきたいと思います。

それでは、早速議題に入らせていただきます。

議題の(1)でございます顧問弁護士についての議題といたします。

第2回委員会におきまして、本委員会に顧問弁護士を委任するということ について了承を得て、その選任については正副委員長に委任いただいており ましたので、ご報告いたします。

当委員会の顧問弁護士として、諫早市幸町にございます牟田法律事務所の 弁護士、牟田伊宏様にお願いいたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)

〇委員長 (西口雪夫君)

異議なしということで選任いたします。

なお、委員長のほうから議長のほうに申し上げまして、議長のほうから管理者のほうに上げていただきまして、その後、正式な選任となると思います。

今日は一応来ていただいておりますけれども、オブザーバーとして一応傍 聴席でお願い申し上げたいと思います。

では、続きまして(2)の記録提出についてを議題といたします。

第2回委員会におきまして、第1回の組合に対する記録提出請求につきまして、正副委員長に委任をいただいておりましたので、10月5日付で記録提出請求手続を議長に依頼をし、管理者から10月13日付で提出をされました。

先日、皆様方に事前に配付いたしました記録提出、県央県南広域環境組合 関係第1回、甲第1号証1から甲第10号証でございます。

委員会で調査する記録ということで、原本との照合を正副委員長でこの場で行いたいと思います。

書記、原本の提出をお願いいたします。

(原本との照合)

〇委員長(西口雪夫君)

報告いたします。

間違いなく原本の写しが提出されておりますので、確認できました。

では、続きまして議題(3)でございます運営要領についてを議題といたします。

第2回委員会におきまして、運営要領の案の作成につきまして、正副委員 長に委任をいただいておりましたので、お手元に配付しています案について、 書記に説明をお願いいたします。書記。

〇書記 (濵﨑和也君)

それでは、ごみ処理施設に関する調査特別委員会運営要領たたき台について説明させていただきます。

資料といたしまして、A4判でたたき台ということであります。

説明のほうはA3判のこちらですね、委員会運営要領対照表ということで、 こちらのほうで説明をさせていただきたいと思います。

委員長より指示を受けまして、運営要領を作成するに当たり、周南市の百条委員会の運営要領を参考とさせていただきました。ですから、左のほうに 周南市の運営要領、真ん中に当委員会の運営要領、右のほうの欄に関係法令 を記載しております。

まず初めに、この運営要領ですが、これまでの委員会で既に確認された事項及び関係法令であります組合委員会条例、組合会議規則、地方自治法及び 民事訴訟法の関係規程を手続別に取りまとめたものでございます。

また、関係法令等に規定がない手続等について、委員会で決定していただくものでございます。

まず1に、この運営要領の目的を掲げております。

次に、2の議決内容といたしましては、本委員会の基となります平成23年8月22日に組合議会において議決されました県央県南広域環境組合ごみ 処理施設の調査に関する決議の内容を1号から5号まで掲載しております。

3. 委員会の開催場所ですが、1に委員会の開催場所として、既に2回ほど開催いたしておりますここ大会議室、2に証人尋問等の際の控室として特別会議室を考えております。3にその他必要に応じて委員会で決定するといたしております。

次のページをお願いします。

4の基本的事項ですが、これまで開催されました委員会において確認されました基本的事項を掲載いたしております。

- 1. 委員会の会議は原則公開とするが、必要に応じて秘密会とすることができる。
 - 2. 傍聴人における撮影及び録音は原則としてこれを許可する。

ただし、証人尋問及び参考人招致の際は、事前に証人及び参考人から意見を聞き、委員会で決定する。

3. 委員会の調査は基本的人権に最大限配慮して行う、でございます。

ここで、委員会の証人尋問の際の傍聴人における撮影等ということで考えられるパターンとして、A4判のこちらのほうですね。パターン1が、証人が入室から退席までは撮影禁止、パターン2が証人尋問中を撮影禁止、パタ

ーン3がすべてにおいて撮影を許可するということです。このようなパターンが考えられております。

続きまして、5の調査の期間ですが、今回の委員会において、今後のスケジュールについて議題にされるということで、ここのところが空白となっております。

次に、6から11までは関係法令に基づく調査のための資料等の請求、証人の出頭及び参考人の出頭の事務手続及び様式を定めたものでございます。 基本的には資料、記録等の提出、証人等の出頭を求める場合はすべて委員会で決定し、議長を経て請求する旨を規定いたしております。

6. 組合に対する資料、記録等の請求でございますが、これは、組合に対 し記録等の請求を求める場合の手続でございます。

7は、組合に対し出席説明を求める場合の手続でございます。

次のページになります。

8は、地方自治法第百条第1項の規定に基づく選挙人その他関係人に対し 記録等の提出を求める場合の手続でございます。

9は、地方自治法第百条第1項の規定に基づく選挙人その他関係人に対する証人の出頭を求める場合の手続でございます。

- 10は、証人尋問を行う場合の取り決め事項でございます。
- 11は、参考人に対し出頭を求める場合の手続でございます。

次に、12. 顧問弁護士ですが、先ほど議決いただきました顧問弁護士の 職務について記載いたしております。

13. その他ですが、委員会の要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、その都度委員会で決定するものとする。

ただし、軽易な事項については、委員長が決定することができるとしているものでございます。

以上でございます。

〇委員長 (西口雪夫君)

ありがとうございました。

それでは、最初の目的から諮っていきたいと思います。目的に対してはご 意見ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇委員長 (西口雪夫君)

異議なしと認めます。

次に、議決内容につきましてのご意見ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇委員長(西口雪夫君)

異議なしと認めます。

では、3番目の委員会の開催場所等につきましてご意見ございませんか。 (「異議なし」の声あり)

〇委員長 (西口雪夫君)

続きまして、4項目の基本的事項につきましてのご意見をお伺いします。 書記にちょっとお願いしますけれども、この秘密会について少し説明をお 願い申し上げたいと思います。書記。

〇書記 (濵﨑和也君)

秘密会についてご説明申し上げます。

この秘密会の根拠となります法令ですが、組合委員会条例第17条で、委員会は、その議決で秘密会とすることができる。委員会を秘密会とする委員長または委員の発議については、委員長は討論を用いないで委員会に諮って決める。とあります。また、会議規則の第74条で、秘密会を開く議決があったときは、議長は傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。とあります。

この秘密会を想定されますのが、今後、証人尋問等を決める際と、また、質問事項等の際が秘密会を想定されるのではないかと考えております。と申しますのが、証人の方に通知が届く前に報道等により知られるのを防ぐために考えております。

以上であります。

〇委員長 (西口雪夫君)

町田委員。

○委員(町田康則君)

委員会は当然公開でしょうから、証人尋問も原則として公開でしょう。

〇委員長 (西口雪夫君)

証人尋問の際はもう原則として公開したいと思っておりますけれども、先ほど書記が申し上げましたように、人選をする際と質問項目等につきましては、委員長としましては、皆さんの意見を十二分にお聞きしたいということで、その間だけ一応秘密会にさせていただいて、最初の1回目の会合で話しましたように、委員会で承諾いただきまして、後ほど委員長報告としてマスコミの方々にできる範囲内を報告させていただければと思っております。よろしいでしょうか。

本来、実は議会の秘密会については、議長または議員3名以上の発議によってされまして、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは秘密会を開くことができるそうでございます。そして委員会の秘密会については、委員長または委員の1人以上の発議により、出席委員の過半数以上の多数の議

決で秘密会を開くとなっておりますけれども、先ほど申し上げましたように、本委員会におきましては、証人、参考人、説明員の人選の際、また質問項目の議論の際には、十二分な議論をしたいということで秘密会にさせていくことになろうかと思いますけれども、先ほどのあれでよろしいでしょうか。田添委員。

〇委員 (田添政継君)

会議規則第75条に秘密会の議事の記録は公表しないとあるんですが、これは未来永劫ずっとということですか。私は期間を置いたら公表してもよいと思うんですが。会議規則ではどうなってるんですか。

〇委員長 (西口雪夫君)

これは、私はこの委員会の申し合わせ事項で決定していいかなと思っておりますので、皆さんのご意見を頂戴したいと思いますけど。町田委員。

〇委員(町田康則君)

証人等を呼ぶ場合に、その前に、証人等が知られると誤解されると。それはわかりますけど、それ以外のとはもうやはり、僕はやっぱり世間にきちっと示して知らせて、そのほうが証人もうそはつかれないというのがきちっとできるんじゃないかなと思いますので、今、田添さんが言わすごて、それはもうなるべくどんどん公表してですよ、よっぽどそういうふうな証人に対する特殊なときだけで、あとは公開すべきだと思います。

〇委員長 (西口雪夫君)

ほかにご意見ございませんか、この件に関しまして。松永委員。

〇委員(松永隆志君)

委員長に確認したいというか、委員長の趣旨というのは、人選のときということであれですけど、確かに私も人選の過程は余り公開しなくていいと思うんです。すべきじゃない。なぜかというたら、色んな人の名前が取りざたされて、この人どうか、あれはどうかと。やっぱりその中でこの委員会で決して、この人を呼びましょうと。その呼びましょうという相手は、やっぱりさっき委員長からあったように、その人についてはこういう形で決まりましたというのがされるわけですから、その過程の中では色んな意見じゃ何か議論されると思いますけれども、やっぱりもし公開するにしたって、証人として呼びもしなかった人の名前やなんかぼろぼろ出てくるような記録というのはね、やっぱりそこは伏せるか何かの出し方とかしないといけないと思うんですよ。だから、秘密会という形でのものというのは、私は委員長の趣旨どおりでいいのかなという気がいたします。

〇委員長(西口雪夫君)

田添委員。

〇委員 (田添政継君)

私が申し上げたのは、結局、この委員会が一定の結論を得たりした後に、 市民の方々から情報開示の請求というのは必ず予想されるわけです。そのと きに開示をしないということであれば、この委員会のそういう考え方が問わ れるようになるので、できればやっぱり原則公開という、この百条委員会が 終わってしまって、一定の結論が出た後はすべて公開していいんじゃないか と私は思っております。市民に対してという形ですね。

〇委員長 (西口雪夫君)

ということは、一応委員会の間は秘密会は順次開いてもいいというお考えでよろしいでしょうか。松永委員。

〇委員(松永隆志君)

確かに今のご質疑わかるんですけれども、わかってそうしていいと思うんですよ。しかし、そのときにおいても当然個人情報の関係で、そこに出てきて、関係のない人は黒塗りで出さざるを得んようになると思うんですけど、その辺書記の考え方はどがんですかね。

〇委員長 (西口雪夫君)

書記。

〇書記長(山田圭二君)

今、松永委員からお話あったとおり、情報公開請求という形でございましたら、そのお名前であるとか、仮にお電話番号とか記載されていれば、そこはもう部分公開というような対応を情報公開条例として検討はしていくことになろうかと思っております。

〇委員長(西口雪夫君)

本来、秘密会の議事は何人にも秘密性の持続する限り、ほかに漏らしてはならないと決めてあるんですけれども、ここまで私は持っていければ、一応今回の委員会としては、人選ですか、それと質問項目に対しては、皆さんの意見を十二分に出していただきたいという思いで、ここだけを一応秘密会にして、後で話し合いをした上で報告会としてさせていただければと思っておりますけれども、副委員長どうでしょうか。

〇副委員長(柴田安宣君)

僕も委員長の考えで結構と思うんですけどね、やはり参考人もしくは証人 という形で呼ぼうとすれば、それぞれの考えがあるだろうと思うわけですか ら、全部の議事の過程を公表するのはしばらく控えていただいたほうが賢明 ではないかと。

ただ、情報公開の基にこういう委員会をやっているわけだし、これ非常に 26万人の市民の方々がそれに関する情報ですから、興味を持って注目され ているだろうと思うわけですから、ある面、時期が来たときは原則公開していいんじゃないでしょうか。

ただ、氏名が入った場合に、とてつもないことは出てこないと思うんですけれども、当然この設計や建設運営にかかわった人たちに関しては、それぞれの立場で証人として呼ぶ場合が多いだろうと思うわけですから、関係ない人は出てこないと思うんですけれども、やはりそういうことを配慮しながらやっていくならば、一面秘密会をしながら、そして時期が来たとき情報公開していくということであれば、私はそのとおりで結構と思うんです。

〇委員長 (西口雪夫君)

上田委員。

〇委員(上田 篤君)

先ほど書記長が説明しましたけれども、やっぱり人の名前ですね、これは 非常にデリケートな問題だと思うんですよ。やっぱり私たちも正確に公正に 考えて発言しようとは思うんですけれども、色んな噂とか、色んな話が入っ てくれば、こういう人の話聞いたけれども、あの人はどうかということで間 違った発言もすることあるんじゃないかと思うんですね。それは本当に私自 身も反省しながら言っているんですけれども、ですから、そういう場合はや っぱり書記長の説明どおりしてもらっていいと思います。

〇委員長 (西口雪夫君)

笠井委員、これに関しては何かご意見ございませんか。

〇委員(笠井良三君)

秘密会を開くという目的があるわけですから、それに沿って、そして委員 長のほうからもこちらからも出ましたように、時期が来たときには公表する ということでやっていきたいなというふうに思っております。

〇委員長(西口雪夫君)

それでは、先ほど私が申しましたように、人選の際と質問項目の際に一応 秘密会とさせていただいて、皆さんで協議をしていただいて、後ほど委員長 報告として報告をさせていただく形でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

〇委員長(西口雪夫君)

そのように決定させていただきます。

3番目の「委員会の調査は基本的人権に最大限配慮して行う」とあります。 これは先ほどの撮影等でございますけれども、これはあくまでも証人の方の ご意見を聞いた上で、パターン1にするか、パターン2にするか、3にする かは決めたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。もう撮影等につい てのご意見をお願い申し上げたいと思います。町田委員。

〇委員(町田康則君)

私はもう当然公開でいくべきだと。今は写真じゃなくて映像で流れますから、世の中は。だから、もうよほど委員会の議事をとめるようなものでない限り、これは映像でしょうから、それは許可してもいいんじゃないかと。ただ、証人に撮影の意向を聞くのはどうかなと思います。

〇委員長 (西口雪夫君)

松永委員。

〇委員(松永隆志君)

個人の顔とあれが、証人といえども議事録とかなんとかは、もちろんそれは出ていって、誰が証人か、そして来ている方はその証言の内容はわかると思うんですよ。ですので、映像というのは本当微妙な問題なんですよね。実際の裁判においても、裁判のあれは絶対映像が流れんわけですよね。(発言する者あり) そうそう。ですので、何のために流れないか。それだけですよ、人権に配慮した形で、やっぱり顔とかなんか、そのときの表情なり何なりとか、それ一つで見る人は、ああ、困って言いよらす何のとかね、ちょっと色んな受け取り方と色んなところでの映像には力があるわけですよね。ですので、私としてはもう、もしあれするならばパターン1で結構かと思うんですよ。もう委員会をやるというあれと中身のきちっとしているものはもうできよるわけですから、そのときの記録というのをこの映像で残すということ自体が、映像、撮影とかなんかは、普通、これ1で結構じゃないかなという気がいたします。

〇委員長(西口雪夫君)

ほかにございませんか。町田委員。

〇委員(町田康則君)

裁判所の場合はまたちょっと裁判所の中の規則があるでしょうけど、普通、 国会の承認尋問にしてでも、何でも大体公開ですよね、映像でも何でも、委 員会でも。だから、僕は証人もやはりテレビで流れ、みんなも見ているんだ と、ここに来られている方だけじゃなくてですね。そういうふうなやっぱり ぴしっとした形で答えないといけないというのがあったほうが、私はきちっ とした答えも出てくるんではないかなというふうに思っているんですけど、 そこら辺どうですか。

〇委員長 (西口雪夫君)

今、意見が2つに割れておりますけれども、書記のほうで山口県の周南市 に視察に行っているわけですね。そしてあと高砂市のかれこれの議事録もあ ろうかと思います。その辺のちょっと説明できますか、この辺に関しての。 書記。

〇書記 (濵﨑和也君)

議員証言法だったと思いますが、中に証言中の撮影等は委員長が証人の意見を聴いた上で委員会に諮り、これを許可するとありますので、周南市におかれましても、証人の意見を聴いた上で、証人が証言をしやすいよう心がけたと聞いております。

〇委員長 (西口雪夫君)

私が山口県の周南市と高砂市の議事録を調べました結果、やはり証人の方に意見を伺って、その上で撮影を許可する、あるいはこの方には撮影を禁止するといった形でされているように見えたんですけれども。松永委員。

〇委員(松永隆志君)

今、委員長の言われたように、ご本人の了解のもとでの撮影とかなら構わないと思うんですけれども、撮影をせんでくれと言えないような、最初から原則公開としてしまうと全部せんばごとなるわけです。その人は映してほしゅうなかという人も映さんばごとなるわけです。だから、基本的に撮影許可というのはパターン1なんだけれども、本人さんの了解が得られたら撮影許可と。そして、先ほど言われた関心のある方はここに来て傍聴できるわけです。できないことはないわけですよね。そこの傍聴も不許可にしているならば映像が必要でしょうけれども、何で公のね、誰も関心があるかないかもわからない人含めてのところに映像で流していく必要があるのかというのは、私はね、そこまでする必要がないし、証人の方が、それいいですよ、もう流してもらってと言われるならば撮影許可という手法あるけれども、その辺はやっぱり証人の方が選択できる、拒否できるという形はやっぱり私はとっておくべきじゃないかと思います。

〇委員長 (西口雪夫君)

田添委員。

〇委員 (田添政継君)

私は、この百条委員会というのが相当の権威を持って一つの原因をきちっと究明していくという使命があるわけで、そういう決意という意味からも、証人に来られる方にもそれなりの覚悟を持ってここに来ていただきたいし、真実を語っていただきたいと。そういうことを考えると、必ず関連のある方を来ていただくわけですから、こういう言い方はおかしいかもしれませんけれども、何もやましいところがなかったら堂々と証言してもらえればいいわけで、私はパターン3でいくべきだと思います。

〇委員長(西口雪夫君)

副委員長。

〇副委員(柴田安宣君)

僕も原則公開ということで委員会が運営されていくんであれば、撮影においても公開していいんじゃないかというふうに思うんです。

ただ、関係する証人の人たちは、過去にこの運営にかかわった人たちが多々出てこられるわけですから、非常に心苦しいところはあるんですけれども、どうしてもやっぱり公開していく以上は、撮影並びにカメラでの記録ということは撮られていっていいんじゃないか。そのための百条委員会でもあるわけだし、ここに来られる人たちは地元の人がほとんどであって、映像は県下一円流れるということであれば色んな影響もありますけれども、やっぱり真摯な気持ちで証人として、正直なところを発言していただかんことには、記録して残しておかないと、一部だけ報道されたらまずいところもあるわけでしょうけれども、全体的にその人が1時間なら1時間の中の発言とか、証人として出てきた順番に答弁したこと自体は残っていくわけであるわけですから、それは公開しておって構わんじゃないかと私は思います。

〇委員長 (西口雪夫君)

上田委員。

〇委員(上田 篤君)

私も百条委員会は初めてでよくわからない点があるんですが、例えば、今、 県でも百条委員会ができていますよね。ここでの取り決めとか、今、言われ た、どこでしたっけ、柳井でしたっけ(「周南」の声あり)周南とか、そこ辺 が実際のところどうなっているのかわかりますか。

〇委員長 (西口雪夫君)

町田委員。

〇委員(町田康則君)

これは、周南市はそうかもしれませんけどね、私は、本当に真実を語ることにしていればですよ、それは何もその人の人格を損じるようなことはないと思うんですよ。私どもは個人的なことを聞いているわけじゃないんですから、ですから、やはりこの委員会がみんなそういうふうに何でもとにかくきちっと公開してあると。もちろん何でもというか、個人的な情報じゃなくて、ここで多分聞くことは、このごみ処理施設に対してどうだったかということしか聞かないわけですから、個人的にはそこら辺は公開をして、それを証人に聞くと、証人がだめと言うたら映せないと、それはやっぱりおかしいと。証人に聞くんじゃなくて、やっぱりこちらのほうでこういうふうになっていますと言うたほうが、向こうもそれなりのきちっとした態度で接するんじゃないかなと思うんですけど。

〇委員長(西口雪夫君)

松永委員。

〇委員(松永隆志君)

私はこの委員会を公開するなと言っているわけじゃないんです、尋問を。ここに来られた方とか記者の方はそこで聞いているわけです。映像というのは編集行為というのがですね、先ほど委員長も言われました証人の発言のすべてがね、ずうっと放映されるような番組はないんですよ。必ず編集、だから、その映像で編集して、発言のぽんぽんぱんというのを組み合わせとかなんかもいかようにもできるわけです。だから、それをもって、そしてご本人が映像というものを、出頭拒否とかなんかも色々あれはできますけれども、やはりこの映像というものについては、記録とか録音につきましては、証人からそれでいいですよと、やっぱり許可をとってからというのが、私はそれが筋だと思うんですよね。

〇委員長 (西口雪夫君)

田添委員。

〇委員(田添政継君)

原則的なことを決めるわけで、だから、町田委員も言われましたけど、委員長がやっぱり出頭をかけるときには何の条件もつけない。向こうから色んな特殊事情とか、配慮すべき項目とかを色々言われて、その正当性を認めたときにはそれなりに対応すればいいじゃないですか。だから、こっち側のやっぱり決定で証人と話をするというふうにしておかないと、話し合ってというのはないと思いますので、できれば原則と、それから、そういう証人から色んな申し出があったときにはどうするかということを決めておっていただければいいと思います。

〇委員長(西口雪夫君)

私は、先ほど松永委員が言われましたように、ここにうたっておりますように、基本的人権に最大限配慮して行うということで、やはり私は証人の方のご意見を聞いて許可を得れば、その方がオーケーと言われれば全面撮影もできますし、その方がパターン2で証人宣誓の前にいっちょ切ってくれんかと言われれば、それでもできることですので、私とすれば、できれば証人の方のご意見を聞いた上で、撮影だけはですね、あとは議事録に残りますので、発言等はすべて議事録に残りますし、その辺でいかがなものかと思いますけれども。

もしまとまらないときには挙手で採決をしたいと思いますけれども。副委員長。

〇副委員長(柴田安宣君)

傍聴人から、来られた人たち全部に、許可して映像ということは私もいさ さか気になるんですけど、ただ報道関係者が報道するにあたっては、政治的 中立で報道されるわけです。ですから、個人の興味で撮影されることに対しては、いささか抵抗はあるんですけども報道関係者の報道に関する情報は、公平な政治的な中立の感じで報道されるということを信じていけばそれは編集の過程でどういうふうに編集されたか、私は、真意はわからなくてもですね、中立な報道をされるのは間違いないだろう。ですから、そういう人たちが撮影をしたいということであれば、私は、明らかにしとっても構わんじゃなかとかな。ただし、個人に対して、全部公開にして、撮影の申請をもらって許可を出すという形は構わんだろうと思うんですよ。撮影をする許可をいただきたいということで、許可して、報道関係者にのみ映像に関しての許可は構わない。ただし、写真撮影というのは構わんわけですけど映像に関しては、そういう形での許可制にして報道関係者に関しては許可していくというんであればこう。公平な報道をされるということで公開しても構わないと私は思います。

〇委員長 (西口雪夫君)

松永委員。

〇委員(松永隆志君)

副委員長にご質問ですけど、そしたら、報道関係者というのはどこの範囲までを報道関係者というんですか。例えばフリーのジャーナリストの方、そして自分で報道ですと言われたら、どこで確認していくんですか。

〇委員長(西口雪夫君)

副委員長。

〇副委員長(柴田安宣君)

ここを撮っていただきたいというふうなことで、ここをする前に、その人がこういう経緯の持ち主であるかを自己申告してもらうんです。

〇委員長(西口雪夫君)

松永委員。

〇委員(松永隆志君)

そうなると、報道関係に対するこちらの許可制になるわけですよね。

〇委員長 (西口雪夫君)

副委員長。

〇副委員長(柴田安宣君)

映像に関する写真は構わんと思うんです。

〇委員長(西口雪夫君)

松永委員。

〇委員(松永降志君)

だから、もう私はここに挙げている、これは周南市かどっかのあれですけ

れども、よそもやっぱり色んな意味で熟慮されたと思うんですよ、それなりの経過って。先ほど言いましたように、やっぱり個人の方を言ってみれば証人として呼び出すわけです。関係したから、あなたはね、来るとが当たり前だという、それ自体が考え方としておかしいと思うんですよ。それだけ証人という形で呼ばれた方は、それなりにやっぱり覚悟して、宣誓もやります、うそは言いませんと。そしてそこで偽証したら告発もされると。だから、そういう状況なんだから、そしてその状況を何も撮影までして、そんなにまでしてほしゅうなかですよと言われたら、だから、そこの拒否とか選択はできるようにしておくというのが、だから、原則このパターン1で、本人さんの、そして撮影も誰もいなかったからですよ、それはそのまんまですよ。そして撮影したいという方がおられたら、証人の方の許可があれば撮影できるという、まさしくよその委員会と同じような形というのが一番無難な方法じゃないでしょうか。

〇委員長 (西口雪夫君)

町田委員。

〇委員(町田康則君)

今、言った撮影するかどうかというのは、それを証人に聞くというのはやっぱりおかしいと思う。そうじゃなくて、私ども色んな委員会しますけど、委員会をするときに、委員長に撮影の許可を求める、新聞社なりテレビ局なり、色んなところがですね。それに対して許可をするというのはわかりますけど、その出てきた証人に対して撮影していいかどうかて、それは、元々そういうふうにここに出てくること自体も私は公開にしてあるのが、私はそのためのこの百条委員会だと思っていますので、そこで個人的な色んなことは聞かないわけですね。聞くことも、この仕事で、今の問題になっているこの機種選定を、機種にしてでもどうやって決めたのか、そこら辺について聞くわけですから、そんなに何も個人的なところに引っ掛ることはないと思うんですよね。ですから、私は委員長がきちっとした格好で撮影許可をするというならわかりますけど、それを証人に撮影していいかどうか聞くというのは、やはりもうそれはなくていいと思います。

〇委員長(西口雪夫君)

松永委員。

〇委員(松永隆志君)

はい、わかりました。そしたら、撮影を拒否できる権利を有します。それなら問題ないわけでしょう。撮影しないでくださいと。そしたらばですよ、そういうものができないならば、それはもう公開であなた映しますよ、それを言っていることになるんですよ。本人が嫌ですと言えなくなるわけですよ。

宣誓だって、すべてにおいて黙秘だって拒否権があるんですよ。私は正直にここに来て説明しようと思いますけれども、しかし、撮影とかなんかはせんでください。やっぱり私は議会でもカメラが回っているときとね、やっぱりね、そういうものがある、言い間違えんようにせんばいかんなんとかて、やっぱりそれなりに緊張される方もおられます。やっぱりご本人がちゃんと来て宣誓までしようとしているのに、テレビカメラの前だから、公開なんだから、それはあんたの意見はなしよ、権利もなくて、それはもう全部映すのは当たり前よというのがおかしかと私は思います。だから、原則的に証人と言えども、その人の人権はちゃんと守っていきますよというのが大前提の会なんですよ。

そしたらば、私はその方が、いや、もう撮影原則許可になっていますけれども、言われるように、原則許可とするならば、許可になっていますけれども、撮影を拒否すると言われたら、その辺は委員長のあれで拒否できますよというふうにしないとね、何か全部が全部もう来るのはあれで、全部公開ですよ、そこは私は証人の人権等を考えていく上ではね、ちょっと違うんじゃないかと思います。

〇委員長 (西口雪夫君)

田添委員。

〇委員 (田添政継君)

私はやっぱり出頭に際して強権をつけるべきじゃないと思います。人権ということで言う場合には、ここの証人尋問の中で威嚇とか侮辱とか、そういったことを含めて、本人の人格を傷つけるようなそういう質問の仕方とか、委員会のあり方について言っているわけで、こういう撮影をすることが人権を傷つけることに私はならないと思います。

〇委員長(西口雪夫君)

笠井委員はこの件に関してはどういう思いでしょうか。

〇委員(笠井良三君)

この件、傍聴人のことですから、皆さんやっぱり興味はたくさんあられるとは思いますが、一部始終報道する、流すというような形であれば、やはり色んな問題も出てくるだろうと思います。それは報道関係の方もちゃんと考えて部分的にされるんでしょうけど、そこまでする必要はあるかなという思いです。

〇委員長 (西口雪夫君)

副委員長。

〇副委員長 (柴田安宣君)

今、議場の中においても撮影の許可というのは議長の権限、もしくは議員

の権限等でされるわけですから、撮影も多々あるだろうと思うんですよね。 録音もあれば写真もあれば映像もあるということで、原則公開できておるな らば、それについての撮影に関して、どこを、映像までとめるということは 理解はする一隅、そんなら撮影ということで写真に関してもだめなのか。そ ういうところも含めていけば、それは録音、それをあえて映像ということが 全部公開されるということになってくるわけでしょうけれども、例えば今回、 自分たちの仲間うちであり、過去の先輩たちに経緯を聞くところが出てくる わけですけれども、そういうところは気にするところであるんですけど、一 方、これはJFEという形で今、やっている裁判の相手方に対してでも当然 証人として呼ぶわけですから、そういうことを含めていけば、私ね、そこら 辺の判断は、町田さんじゃないけれども、そこの原則証人に聞くんじゃなく て、そこら辺の判断はですよ、撮影の許可とか録音に対しては委員長の権限 に一任をしておって、それなりの判断でされたらどうかと。原則公開と。そ して、記録でも映像に関しては、そこら辺の判断は許可をとって判断すると。 許可にはどういう立場の人なのかということを明示して、許可申請を出して いただいてから、委員長の判断でそれを執行するという形でとってもらえば どうなのか。

ただ、町田委員いわく、私も証人に出てくる人に対して聞いてから判断するんじゃなくて、こっち側の判断で、それは困るだろうというふうなことで委員長が判断した場合は、それなりに、それはちょっと遠慮してくださいと、写真だけなら構わんでしょうけどというふうな形になれば、それでいいんじゃないかというふうに思うんですよね。

〇委員長(西口雪夫君)

上田委員。

〇委員(上田 篤君)

私は正直なところ、この撮影及び録音のことが出てきてちょっとびっくりしたんですよね。議場だって基本的に撮影も録音もできないわけですよね。もちろん私は公開というのは当然なんだと思うんですよ。ただ、その公開と考える場合、傍聴は誰でもできると。そこは絶対譲っちゃいけないと思うんですけれども、その先になるとちょっと私理解できないというか、まだ勉強不足もあって、百条だけがそこまで突出してするべきもんかなという気がするんですね。ですから、今の気持ちで言うと、議場と市議会なんかと同じように、傍聴だけというふうな気がするんですよね。今はですね。

〇委員長 (西口雪夫君)

町田委員。

〇委員(町田康則君)

この市議会もですよ、うちのほうはひまわりテレビで全部流れていますよ ね。それで、昔は考えられなかったですけど、もう本当に市民がそんだけ知 る権利というかな、それで、議会でどんなことがあっているんだと、そうい う権利に基づいてあれも流していると思うんです。実際流しているじゃない ですか。それで、皆さん各家庭でも、もちろんここに来ればみんな見られる て。昔から議場に来れば見られたんですよ。ただし、みんな仕事とかなんと か持っていて来れない。だから、議会報があっていたんですけど、議会報か ら一歩進んで、もう各家でもそういう有線テレビだったら流れると。実際、 そういうふうに変わってきていると思っているんですよね。ですから、特に これに関してはものすごく皆さん関心が高いと思うんですよね。ですから、 これこそきちっとした格好で、それは編集、独断と言われたましたが、私は 色んなものを、イエスというのもあって、ノーというのもあって、判断して いくのは市民なんだから、色んなのがあってこそ、独裁者じゃないわけです かね。そのかわり、記者の人たちはやはり本当に中立的な立場で私は出され ているものと思っています。ですから、それを色んな意味で制限していった らだめになるんじゃないかなというふうに思うんですけどね。

〇委員長 (西口雪夫君)

上田委員。

〇委員(上田 篤君)

ちょっと私もですね、この傍聴者がその場で録音したり、撮影するということはまず一つ引っ掛るんですね。確かに言われたように、議会は雲仙市でも有線テレビでこれは撮影されて流されております。これは議員であり、そして執行部ですからね、それは当然そうされてしかるべきだと思うんですけれども、どういう人が来るか、どういう人を呼ぶかというのはまだ決まっておりませんけど、そういう議員でも執行部でもない、理事者でもない方もそうしていいのかなという点でちょっと私引っ掛るんですね。すみません。

〇委員長(西口雪夫君)

松永委員。

〇委員(松永隆志君)

今、私も上田委員の言われたとおりだと思うんですよ。そして証人尋問したときに、やっぱり何もやましいところがないから、宣誓のもとにちゃんとすると言って来られるわけなんですよね。そんくらいの覚悟を持っておったら、カメラの前で言うとは当然たいというのは、それはちょっと暴論だと思うんですよ。それもやっぱり清水の舞台から飛び降りるようなつもりで、やましいところがなくたって、こういうところに呼び出されて、ここで話を聞かれるだけで、普通の方ならばどれだけの負担になるか。それは議員の方は

なれておるからね、それは正々堂々言うべきだと思うかもしれないけれども、 一般の方々、例えば勤めに出てね、ここの組合に所属していた方だって、通 常の委員会で呼ばれて発言や何かでも、議員さんから色々聞かれるのでもや っぱり緊張される。それがましてや普通の委員会じゃなくて、百条委員会の 名のもとで呼ばれているわけです。そこの中での発言というのは、もうもの すごい緊張のもとでされると思うんです。やましいやましくないの、問題じ やありません。だから、そこでカメラでの前での証言を拒否したいと言われ たら、それはね、そういうのを選択肢としてちゃんとしておかないというこ と自体が私はおかしいと思うんです。そうしないとね、もうやっぱり来とう なか、発言なんか、もう来たら、そしたらもう記憶にありません何とかだけ でずうっと、それでもね、本当通していけるんですよ。だから、そういう状 態にならないように、やはりもっと話しやすい、聞きやすい環境のために、 何もその人が、いや、カメラどうぞと言われるならば、それはよしだけれど も、それがやっぱりそこちょっとカメラの前はと言われたら、それは何もそ れだからといって証言内容とか議事録が改ざんされるわけでも何でもないん ですよね。

〇委員長 (西口雪夫君)

町田委員、最後にしてください。

〇委員(町田康則君)

撮影されることを本人が拒否できるとかいうことではなくて、それを委員 長が判断するというならわかりますけど、私は撮影やめてくれと、それを出 頭者が言うというのはやはりおかしいと思いますね。そこは、もちろん公開 の場所ですから、そこに出てきて、そして業務内容しか聞かないわけですか ら、そして、今、言った事務方にしてでも、色んな人たちにしてもですね。 ですから、それを私はどうですかと聞くの自体がおかしいと思う。

〇委員長 (西口雪夫君)

すみません。もう意見が拮抗しておりましてですね。(「一言だけ」の声あり)最後にしてください。松永委員。

〇委員(松永降志君)

百条委員会には正当な理由がなくて出頭拒否とか出席拒否できないわけなんです。それはそうでしょう。もう行きとうなかけんが来れない、そこまで強制しているわけです。宣誓拒否とか証言拒否、それはできます。黙秘だって使えます。しかしながら、撮影に関してのものについての拒否権を本人さんが持たないこと自体が、私は、黙秘だって何だってできるあれなんですよ。だから、撮影拒否という権限も出頭される方にはね、証人には持っているのが当たり前だと思うんです。

〇委員長 (西口雪夫君)

田添委員。

〇委員 (田添政継君)

色んな意見を闘わせるときに、暴論とかなんとかということじゃなくて、 お互いに建設的にこの委員会をどうしようかという議論をしているわけです から、そういうふうに言うことは、ちょっと記録に残るのであれば問題があ るんじゃないかと思います。

それと、私自身はやっぱり今は情報公開の流れというのは大きな流れであるわけですから、例えば、通常の市議会なんかにおいても、常任委員会も私は公表すべきだと思うし、請願とか、そういうことを含めて、そういう来られる方々もその委員会が公開されるとなると、自分たちの身分も明らかになっていくわけだし、そういう意味では、やっぱり基本的に公開にしていて、そしてやっぱりそういう色んな事情があるときには、先ほどから出ておりますように、委員長が決定を下すということでいいんじゃないかというふうに思います。

〇委員長 (西口雪夫君)

ご意見が拮抗しておりまして、本来は多数決によって可決すべきかと思いますけれども、先ほど副委員長が言われました、一応原則公開ということで撮影も許可したいと。ただ、そこには最終的に、この後にありますように、補佐人同伴許可願もありますし、付添人許可願もございます。そういった体調の弱かったりとか、色んな方もいらっしゃいますので、これをすべて公開とした場合に、果たして本当に、百条委員会は、ものすごい強い権限を持っておりますので、先ほど副委員長が言われましたように、その辺は委員長に任せていただいてよろしいでしょうか。原則公開ということでいきますけれども、一応委員長にその辺を相手の体調等をお聞きした上で、場合によっては禁止させていただくということもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

〇委員長(西口雪夫君)

そういったことで決めさせていただきたいと思います。

では、続きまして5の調査期間についてご意見を賜りたいと思います。

書記、これは、元はどういう文面になっていたか、ちょっと説明お願い申 し上げます。案として。

〇書記 (濵﨑和也君)

調査期間のところですけど、第2回目の8月30日の委員会の際に意見として出ていました、「調査の期間は1年を目処とする。おおむね月2回開催する」ということでございました。

〇委員長 (西口雪夫君)

実はこの約1年で、問題は月2回の開催を目的とするとあったんですけれども、これがお互いに諫早市議会、雲仙市議会が一つの議会でしたらよろしいんですけれども、2つの議会がございまして、果たして議会中に月2回の開催ができるかなという問題がございましたので、その辺をこの機会にお話をいただきたいと思っております。副委員長。

〇副委員長(柴田安宣君)

前回、2回ということで1年以内に早く決着をつけたいということで裁判もあっていることだし、できればそれの進行状況を見ながらという気持ちで何とかやろうということで月2回ということを設定したんでしょうけれども、やはり本会議中においては、どうしてもそれぞれの期間が1カ月ぐらい諫早市にしても雲仙市にしてもあるもんですから、その合間でやるということは、1回ぐらいならされんことはないでしょうけれども、月2回というこの期間、月2回ずつずっとやるということはなかなか難しいだろうということでいけば、それぞれの状況で、時間があいているときは3回でも構わんだろうけれども、時間がせっぱ詰まっている時期に関しては2回ということは避けて、原則早急に1年以内を目処に、百条委員会の目的達成のために、その期間を短縮しながらやっていくという形で表現したらいいんじゃないかと思うんですけどね。

〇委員長 (西口雪夫君)

町田委員。

〇委員(町田康則君)

もちろん皆さんの時間が合えば2回でも3回でもと言われたように、それを言うわけですから、余りにも永くしたら、皆さん方の熱意もやっぱり何か吹っ飛んでしまうような気がするもんですからね、やはりおおむね2回と、それで3回でもとそれはそれでいいと思いますけど。

〇委員長(西口雪夫君)

松永委員。

〇委員(松永隆志君)

私も町田委員の言われるとおりだと思うんですよ。この百条を、空いたときにやる百条じゃないんですよ。最優先課題でせんばいかんから百条の委員会を設けたはずなんですよ。自分たちの委員さんの都合とか、ほかの議会の都合を最優先で百条を合間に置いていこうということ自体があれなんですよ。まずは百条のスケジュールを詰めていきましょう。だから、原則やっぱり2回は最低限やっていかないと、スケジュール的に半年も1年もじゃなくて、本当なら出せるならもっと早くやっぱり一定の結論、方向性を出さんばいか

んと思うんです。だから、そういう意味からは、もう今、言われた町田委員 の意見に賛成いたします。

〇委員長 (西口雪夫君)

田添委員。

〇委員 (田添政継君)

後の議題で予定されていますけど、質問内容ですよね。その内容の詰めの 段階で、どの程度の証人とかいうことの回数なんか決まりそうな気もするん ですよ。だから、そこら辺を先にしたらどうかなと思ったりもするんです。

〇委員長 (西口雪夫君)

ただ、ここで一応文面として調査の期間として入れる場合において、おお むね月に2回とするか、その数字をある程度ここで決めておく必要があるん じゃないかと思いまして。

おおむね月2回でいいですか。(「はい、いいです」の声あり)

じゃ書記、おおむね月2回開催ということで入れておってください。お願いします。

次、6番の組合に対する資料、記録等の請求につきましてご意見を賜りたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

〇委員長 (西口雪夫君)

異議なしと認めます。

じゃ、続きまして7の組合に対する出席説明の要求に対してのご意見を賜ります。

(「異議なし」の声あり)

〇委員長(西口雪夫君)

異議なしと認めます。

次、8番の選挙人その他の関係人に対する記録の請求に対してのご意見を 賜りたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

〇委員長(西口雪夫君)

異議なしと認めます。

では、9の選挙人その他の関係人に対する証人の出頭請求についてのご意見を賜ります。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

〇委員長 (西口雪夫君)

異議なしと認めます。

では、10の証人尋問を行う場合、次のとおりとするとありますけれども、

これに対してのご意見を賜りたいと思います。

4はよろしいですか。4の尋問は、委員長が主尋問を行い、主尋問終了後、 その他の委員が補足質問をすることができるものとするでよろしいでしょう か。

(「異議なし」の声あり)

〇委員長 (西口雪夫君)

じゃ、そのようにいたします。

次、11番の(「委員長、書記」の声あり)書記どうぞ。

〇書記 (濵﨑和也君)

すみません。ここの証人尋問の中の第5号の尋問の時間についてを空けていますので、協議をお願いします。

〇委員長 (西口雪夫君)

申しわけございません。一回戻ります。

5の証人時間は1回につき月おおむね、初め1時間としておりましたけれども、ここら辺の協議をいただきたいと思います。場合によっては1時間で証人尋問ができないことがあろうかと思いますので、皆さんのご意見を承った上で時間の決定をしたいと思っております。松永委員。

〇委員(松永隆志君)

本来は証人尋問の時間というのは制限はせんでよかと思うんですよ。しかしながら、やっぱりどがん会議でも同じことば堂々めぐりになろうが何しようが、証人の方もお疲れになられるわけですよ。聞くほうも疲れる。同じあれの繰り返し。だから、その限度というのは1時間じゃね、さわりから入っていったら絶対短いんですよ。やっぱり1人2時間は聞きますよというのを前提に証人も言ってもらっておったほうがいいと思うんです。それがワンサイクルというかね、一つのあれというのがやっぱり聞くのは2時間。そしてもしあれのときは再度また来ていただくというのはあるけれども、やっぱり2時間ぐらいが一つの目安かな。それがね、3時間、4時間ちゅうて証人拘束というのはね、それはちょっと大変なことになるかな。だから、1時間の規定そのものはちょっと短か過ぎると。

〇委員長(西口雪夫君)

町田委員。

〇委員(町田康則君)

私も1時間は短いと思います。やはり1時間して、そこで10分か15分休憩をとって、また1時間と。ですから、尋問の時間は全体として2時間なら2時間、やっぱりそれぐらいは必要だと思いますね。ある程度幅をとってですね。

〇委員長 (西口雪夫君)

じゃ、ここはおおむね2時間で入れてよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)

〇委員長 (西口雪夫君)

じゃ、おおむね2時間とすると決定いたします。

ほかにご意見ございませんか。(「それでいいと思います」の声あり)よろ しいでしょうか。はい、わかりました。

では、11番の参考人の出頭請求についてのご意見を賜ります。

(「異議なし」の声あり)

〇委員長 (西口雪夫君)

よろしいですね。

では、12番の顧問弁護士についてのご意見を賜りたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

〇委員長 (西口雪夫君)

異議なしと認めます。

その他ございますか。はい、どうぞ、町田委員。

〇委員(町田康則君)

年田さん、今、ここに来ていらっしゃいますけど、私自身は、当然諫早の方ですかね。(「そうです」の声あり)だったら、この内容についてはどれぐらいご存じなのかなと。ですから、そこら辺がちょっと雲仙市の者でわからないもんですから、どんな方なのか、そこだけちょっと。顧問弁護士として、私はそれはいいと思うんですけど、実際のこの件に関して、そこをちょっと聞きたいなと思っていたんですけど。

委員長が答えられてもいいし、本人が答えられてもいいです。

〇委員長(西口雪夫君)

今日はもう傍聴されてありますので。

私もお会いしまして、この件に関しまして龍田弁護士と相談させていただきました。そして龍田弁護士から、自信を持って牟田さんをこちらの顧問弁護士に紹介するということでございますので、私はもう委員長として責任を持ってこの方にお願いしたいと思っております。

ほかにございませんか。副委員長。

〇副委員長(柴田安宣君)

この顧問弁護士の項目の中で、2項、委員会に出席し、指導及び助言を行うと。指導及び助言ということでいいんですけれども、こういう項目でいくならば、こういう証人を呼んでしていこうとするときに、助言ということを求めて、こういうことに関してはどう思いますかと、発言もできる訳ですか。

〇委員長 (西口雪夫君)

その辺は書記、ちょっと説明をお伺いしたいんですけれども。書記長。

〇書記長(山田圭二君)

今、おっしゃったとおり、特に百条というのは証言を求めるであるとか、 通常、調査する上では普通の委員会と違ってかなり配慮をしなければいけないということで、今回、顧問弁護士もお願いし、また、証言方法といいますか、相手から話を聞くテクニック的なところも必要になってくるのかなというところで指導ということと、あと助言というのは、相手に対する配慮とか、そういうところ、あと偽証的な部分がないかというようなところも、同じ質問を複数に聞いた場合とか、それぞれ答え方が違い、どちらが本当のことを言っているか、言っていないかというところが素人ではわかりづらいところもあるのかなということもございます。そういう意味合いでの内容と私は考えております。(「わかりました」の声あり)

〇委員長 (西口雪夫君)

よろしいでしょうか。

では、12番の顧問弁護士につきましてはよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

〇委員長 (西口雪夫君)

では、13番のその他、ございませんか。町田委員。

〇委員(町田康則君)

私、こう見ていたら、10番は証人尋問となっていますよね。そして、この1枚の数字のほうのこちらのほうのこの委員会、これには証人喚問となっていますね。これどっちも同じ意味ですか。

〇委員長(西口雪夫君)

書記、説明をお願いします。書記。

〇書記 (濵﨑和也君)

ここに書いてありますのが、先ほどおっしゃいましたとおり、委員会の事務の流れになります。ここで証人喚問の決定としておりますけど、証人喚問は議院証言法、証人尋問は民事訴訟法での言い方です。意味的には同じと考えておりますけど、意味があって分けているわけではありません。

〇委員長 (西口雪夫君)

町田委員。

〇委員(町田康則君)

ああ、そうですか。何か喚問としたほうがきついような感じがして、尋問としたら優しく聞くのかなと思ってですね。

〇委員長 (西口雪夫君)

よろしいでしょうか。 ほかにございませんか。 (「なし」の声あり)

〇委員長 (西口雪夫君)

それでは、次に議題(4)の質問内容について入りたいと思います。 ここで、休憩を10分間とりたいと思います。

そして、申し訳ございませんけれども、傍聴の方々に先ほど申し上げましたけれども、ここでしばらく秘密会にさせていただきたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

〇委員長 (西口雪夫君)

異議なしと認めます。傍聴人の方は退出をお願いします。ここで、休憩を とりまして、25分から再開します。

> (午前10時15分 休憩) (午前10時25分 再開)

〇委員長 (西口雪夫君)

休憩前に続きまして委員会を再開いたします。

4の質問内容について、秘密会としてさしていただきます。

どうしますか、質問内容を先にしますか、それとも機種選定に限っての質問内容でいってがいいですかね。(「いいんじゃないですか」の声あり)まず、機種選定についての質問内容でいきますか。(発言する者あり)皆さんの手元にありますので、それぞれ、まず上田議員からこの機種選定についての何か質問項目があればね。

それではまず、機種選定に係る項目でここに3つあります。1、メーカーは、機種選定小委員会に対し、どのような提供資料に基づき、どのような説明を行ったのか。これが1番と思います。次に、メーカーにより、機種、特性にどのような差異があったか。3番目がシステムの実証度のチェック、性能の実際的能力検定はどのようにしたのか。この点に絞られると思いますけれども、先ほど記録提出いただきました中で、甲第2号証を開いてください。機種選定小委員会ですね。これが平成11年7月13日から9回ですかね、開かれております。これに基づいての質問をちょっとある程度、これを参考にしながらどういった質問をすればいいかということをまずお願いしたいと思いますけれども、まず、順番に行きましょう。上田委員のあれではこれ入っていないんですけれども(発言する者あり)どんな思いがありますか、ちょっと。(「いや、いいですよ」の声あり)じゃ、次にいいですか、はい。じゃあ、2番目に柴田委員、これに対してご意見をお願い申し上げたいと

思います。

〇副委員長 (柴田安宣君)

私はですね、機種選定に係る項目ということで参考案として出ておりますとおりで、このような形で調査をしていただければ一番いいと思いますけれども、ただ、一番気になるのがどこまで把握しとったかと、情報開示をしとったかということが一番ポイントになるわけで、それが情報開示がないままで色んな形が流れてしまって、それぞれの思惑の違いが出てきて、現在に至っているわけですから、これをどういう形で情報開示の証明というかな、そこら辺ができるかなということで、それについては、それぞれに携わった人たちにぜひ出頭していただいて、内容について9回にわたってそれぞれ研鑚はされてあるんですけれども、その内容が多分、難しいところがあって情報開示がでけんところでそのままの流れでいったんじゃないかと思うもんですから、どういう形で情報開示があったのかというのを最大のポイントとして調査していただければというふうに私は思うんですけど。

〇委員長 (西口雪夫君)

町田委員。

〇委員(町田康則君)

この機種選定小委員会の最後、第9回ところを見て皆さん方思うと、まとめと書いてありますね。そこの中で比較と下のところに建設費、運転経費で熱分解ガス化溶融炉方式が安価となっているでしょう。ここの結論に至った後を、ダイオキシンは低い数値が当然そうでしょうけど、下の電力においても優位と書いてある。そこら辺の安価と何で電力において優位なのか、そこら辺のがこういうまとめになった、そこのあれだけ知りたいなとは思っております。

〇委員長 (西口雪夫君)

それまずありますよね。私も項目の中に挙げていますので、後でまた紹介 したいと思います。

次に笠井委員から、まずちょっとお願いします。

〇委員(笠井良三君)

その選定委員会がメーカーからどのような話を聞いてどうして、どういう 説明があってその機種になびいていったのかということと、やはり機種の特 性と性能に実際どういう差異があっておるかというところを説明してもらい たいなというふうに思っております。

〇委員長(西口雪夫君)

次に、松永委員。

〇委員(松永隆志君)

ここにもう書いてあるとおりです。今、言われたような中身で、やっぱり 機種選定小委員会というのが、これ機種選定というよりも方式を選定、最終 的にはしてしまっているわけですよね。で、先ほど町田委員からあったよう に、やっぱりどうしてこの方式というか、一連のメーカーは違いますけれど も、それがベストと思われた。それには向こうの説明があったはずなんです よ。だから、そこの辺のところを言ってみりゃそれが基にしてこっちの性能 というものを考えて、こういう応札条件も出していったという、その根本に なったのが相手からの説明なら、特に川鉄の部分というのはどのようなもの であったのか、そして、特にその中でも経費的なものですね、もう処理能力 以上にどれぐらいのコストでできるかというのをその説明があったと思うん ですよ。だから、処理経費に関する、そして、それに対する検証というのは どのような形で行われたのか、その結果、先ほどのようなことに行き着いて いる。

で、3番目に川鉄の実験炉というのは視察に行っとらすわけですよ。行かれて、そのときに向こうで十分見てきて、ああ、こりゃもうこがんよかとはなかばいと本当に思われたと思うんですよね。これにせんばいかんとかなと、やっぱり川鉄の機種とは思われなくても、やっぱりかなり見てきたあれでの説明で影響を受けられたとは事実だと思うんです。だから、具体的に本当はその辺で、行ってどがん説明を受けてきたのか、その詳細がわかるならば、このスタートとなる川鉄がどういうふうなことを言ってこられたのか、その辺が明確になるのかなと、その辺を。

これは、その当事者、こっちとやると同時に、裏を返せば次の段階では川鉄さんこういう形での説明されたんですかという形につながっていきますよ。

〇委員長 (西口雪夫君)

まず、こっちの確認のためですね。田添委員お願いします。

〇委員 (田添政継君)

ちょっと勉強不足もあって小委員会の議事録をずうっと読みながら自分なりに疑問に思う点を書いてみたんですけど、第1回の中で共通認識として今までの実績を重視して選定する。それから、今回の施設を実証炉にはしたくないと、入札で業者を決定するという、この3項目が第1回の小委員会の中で決められているわけですけど、それがどうしてこういう形に変わっていったのかというところが、ずうっと議事録を見ながらわからなかったんですよ。まだわからないと。

要するにそういう中で、例えば、第3回小委員会の中でコンサルタントとの意見交換会がありますけど、この中で機種を含めての絞り込みをコンサルタントに依頼したらどうかというような意見が出とったり、これが本当に全

体の小委員会の共通認識だったのかとか、こういうことを言い出した方は誰 だったのかなとか、それから、要するに全く実績のない炉がその中で選定を されていく過程が明らかではないんですけど、第1回でそういうふうに実証 炉とはしたくないというふうなことを言いながら、こういうものを選定の基 準にしていくというか、第4回の小委員会の中で小委員長の名古屋方面視察 研修というふうに書いてあったんですけど、その視察の結果として選考対象 としていたガス化改質式の施設を視察してきたので、報告というふうにある んですけど、こういうところを視察するということがどういう過程で決めら れたのかということとか、そこら辺がちょっと私自身はわかりにくかったし、 それから、ずうっと小委員会の過程で、例えば、一番下に書いておりますけ ど、「週刊金曜日」で、この前私たちが勉強したあの先生が記事を発表され ていて、この炉は欠陥炉だというふうに明らかに指摘をされているわけです ね、13年の2月2日号です。これをどういうふうに小委員会は受けとめた のか。全くメーカーは、川鉄は無視しているわけですよ。しかし、私たちと しては、これは重大なやっぱり指摘じゃなかったのかなというふうに思うの で、ここら辺をどのようにその小委員会が受けとめて機種選定のほうに生か されていったのかということについてとか。

それから、協議、事務手続というふうに書いてあって、これは何回やったですかね、もう終わった後ですよね、甲2号証のいちばん最後の第7回と第8回の合い中で協議、事務手続というふうに書いてあるんですけど、この中で各委員には個別に説明、了解をいただいたとかというふうな書き方があるんですけど、何できちっと会議を開いて決めなかったのかと、それぞれの委員に個別に当たって個別に了解をもらうとこんな委員会があるのかなという、ちょっと疑問に思ったりしました。

〇委員長(西口雪夫君)

じゃ次、私から説明させていただきたいと思います。

私、この1回から9回までの資料を基にちょっと自分なりにこういうところを聞いてみたいなと思ったもんですから。

最初、川崎製鉄が出しておりました、あれをちょっと載せていただきました。そして、第1回、平成11年の7月13日、島原市役所、「ストーカ炉+灰溶融方式」と「熱分解ガス化溶融方式」で検討され、最終的に「熱分解ガス化溶融方式」に決定され、入札によって川崎製鉄の「サーモセレクト方式」が導入された訳ですが、もう稼働して7年目を迎えて機種選定に携わるわけですが、今のお気持ちをまずお聞かせください。からいってみたいなと思っておりました。

そして、1回目の会合で共通意見として、「今までの実績を重視して選定

したらどうか。」、「今回の施設を実証炉にしたくない。」先ほどの意見と一緒です。共通意見が出ているようでございますが、第8回の会合での協議で、実証炉でも実機として稼働していれば稼働実績とすると決定されておるようでございますが、この辺のいきさつをお聞きしたいと思います。としております。

2回目が、いいですか、事細かに言うて(「よかです」の声あり)いいですか、はい。2回目の平成11年8月4日、諫早市東京事務所です。まず1点が、2回目の会合で、それぞれの処理方式について一通り視察をしないと論議できない。ということで視察研修を計画されておるようでございますけれども、視察は何カ所されておりますか。2点目、千葉県にあります川崎製鉄所を視察されておられますが、当時どのような印象を持たれましたか。3点目、川崎製鉄所の視察のメンバーはどういうメンバーでございましたか。4点目、川崎製鉄所での説明はどなたがされましたか。いうことを聞きたいと思っております。

第3回目が平成11年8月16日、諫早市役所です。第3回目の会合で、発電に対して意見が交わされたとありますが、当時、川崎製鉄所の「サーモセレクト方式」のガスエンジンの発電について、どのような説明を受けておられましたか。2点目、覚書(変更)にも電力量の保証範囲として基準ごみ2,000kcal、年間80,665 tを経済的な炉の運転により処理する場合においては、発電量4,000kw、使用電力4,000kw、電力量0kwと示してありますが、17年度の電気料が2億387万7,000円、18年度の電気料が2億7,570万8,000円、19年度の電気料が2億4,046万円掛かっている訳ですが、これについてどうお考えでしょうか。ということをお聞きしたいと思っております。

次に、ガスについても1年間の使用量が1,566.4 t の予定が17年度の使用量が6,299 t、18年度の使用量が5,924 t、19年度の使用量が5,611 t と3.5倍から4倍近くのガスが使用されている訳ですが、これについてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、コンサルタントに絞り込みを依頼してはどうかいった意見が出ておるようでございますが、当時のコンサルタントは総合エンジニアリングさんかと思いますが、依頼、相談はされたんでしょうか。

次に、平成11年8月時点で1日100 t 以上の稼働施設が8社、22施設ある。とありますが、この中に川崎製鉄の「サーモセレクト方式」は入っておったんでしょうか。ということを聞きたいと思います。

次に、第4回平成11年11月5日、愛野町役場。1点目、委員長報告として、選考対象としていた「ガス化改質式」の視察報告がなされております

が、報告の中で「実証施設だが300t、1日処理ありと、実証試験後も処理施設として稼働するということで選考対象としていいのではないか。」といった報告がなされておりますが、千葉県の川崎製鉄所内の実証炉を視察されたときどのような説明を受けられましたか。と、次に、説明を受けられてどのように思われましたか。と聞きたいと思っております。

第5回平成12年4月17日、組合事務室。メーカーヒアリングは何社に行われたのか、次に、川崎製鉄の「サーモセレクト方式」のヒアリングはどうであったか、次に、川崎製鉄所からの出席者はどなたが出席をされましたか。というのを聞きたいと思っております。

次に、委員会の中で、「ストーカ炉+灰溶融方式」、「シャフト炉ガス化タイプ」、「ガス化改質」の3方式の中で「ストーカ炉+灰溶融方式」で決めたのは合意事項ではなかったのか。また、環境に関して「ガス化改質式」の評価が高いが、安全性、安定性で「ストーカ炉+灰溶融方式」を採用するとしたのではなかったのか。という問いに対しまして、そういった合意はされていない。と、また、1方式に絞るという論議には至っていない。といった結論が出されており、過去の議事録を見ましても、平成12年8月21日の、定例会においても、当時の佐原事務局長の説明でも、地区説明会では「ストーカ炉+灰溶融方式」での施設の場合での説明をされておるということでございますが、まだこの時点では「ストーカ炉+灰溶融方式」の採用のほうが強かったと思いますが、いつ頃、どういったことで「熱分解ガス化溶融炉方式」が有利になってきたのか、お聞きいたします。次に、小委員会に対して何らかの圧力がかかったということはありませんか。ということをお聞きしたいと思っております。

第6回、平成12年10月10日、グランドパレス諫早です。1点目、確認事項として、機種選定小委員会の答申を受け最終的には管理者が決定するとなっておりますが、機種選定小委員会では、「ストーカ炉+灰溶融方式」と「熱分解ガス化溶融炉方式」の2方式を答申されたのか、「熱分解ガス化溶融方式」の1方式に絞って答申されてきたかをお聞きしたいと思っております。

第7回でございますけども、平成12年10月13日、グランドパレス諫早。現時点で決断するとなると、「熱分解ガス化溶融炉方式」でいいか。という意見に対し、今回の整備計画書提出については、「熱分解ガス化溶融炉方式」とする。ということで、管理者出席のもとほぼ方式の決定がなされたと思います。

次に、現在選定をしているメーカーは「シャフト炉タイプ」 1 社「ガス化 改質式」 1 社、だが、この機種について既に選定しているメーカーでいいか という意見に対し、選定しているメーカーでいい。と結論づけておられますが、「ガス化改質式」にはもう1社、これは柴田委員からいただいた資料やったんですけれども、三菱マテリアル株式会社も参入をされております。既にこの時期ですね、平成12年に青森県の下北地区広域行政事務組合の方に1炉70tの2炉、1日140tの受注をされておりまして、平成15年4月に稼働しておりますが、この辺の検討はなされなかったのかお聞きしたいと思います。

次に、第8回、平成14年5月7日、島原市役所第一応接室。最終協議の中で、実証炉でも実機として稼働していれば稼働実績とするということで、川崎製鉄の「サーモセレクト方式」を選定されている訳ですが、今の稼働状況を見たところ、最初とダブりますけど、改めて今の気持ちをお聞かせください、と。

第9回、平成14年8月12日、グランドパレス諫早。「ストーカ炉+灰溶融方式」と「熱分解溶融炉方式」で検討を進められて比較をされてきた訳ですが、建設費、運転経費で「熱分解ガス化溶融炉方式」が安価とされておりますが、どういったデータを基に判断されたのかお聞きいたします。

電力において、先ほどの町田委員と一緒です。電力において「熱分解ガス 化溶融炉方式」が優位とされておりますが、どういったデータを基に判断さ れたのかお聞きいたします。ということで、一応まとめました。ご意見を賜 りたいと思います。

あと、またこういうことを聞きたいというのがあれば、今、この場でお願いします。はい、松永委員。

〇委員(松永降志君)

この機種選定小委員会の委員長もおられるし、色々とおられると思うんですけど、トータルしてずうっとあれは本来、やっぱり当時の事務担当者というかな、事務局長というのがまず筋だと思うんですよね。

そこで、きちっと確認していって、その辺が一番記録なんかの整理とかあればきちっとされていて、言ってみれば、悪く言えばその誘導じゃないですけれども、そのおぜん立てからなんからずうっとやっぱりその辺でしていかれてきたもので、その選定小委員会の中身そのものというのは事務局長に確認をとっていくというのがね、やっぱり私は一番必要なことだし、一番その中身のあれがわかることじゃないかな。

〇委員長(西口雪夫君)

今、議長がお見えになりました。一言ごあいさつをお願いします。

〇議長(並川和則君)

それぞれの意見を、考えを述べていただいて、最終的には一本化してそれ

に向かって進めていただければなと思いますので、よろしくお願いします。

〇委員長(西口雪夫君)

議長に申し上げますけれども、前回、勉強会をさせていただきまして、その中で一応方向性としては委員会としてまとめたつもりでおります。今日はお手元に今、マニュアル書、議題に沿って進めておりまして、今、何番になりますかね、今、質問内容のほうに入っておりまして秘密会にさせていただきまして、一応傍聴の方は退席をさせていただいて今、やっております。

それでは、また会議を進めたいと思います。町田委員。

〇委員(町田康則君)

これ機種選定小委員会は平成11年から14年ですから、局長が佐原さんですね、13年までは。それから14年が中野さん、15年に木原さんと。 佐原局長、そのときの総務課長の重野君が11年、今度、重野君は施設課長のほうになっていますけど、佐原さんだけじゃなくて、その機種選定小委員会の委員の方も呼ばれたほうがどうかなと思うんですけど、どなたか、委員長に限りませんけど。

〇委員長 (西口雪夫君)

はい、松永委員。

〇委員(松永隆志君)

まずは私が思うのは、その事務局の事務局長さんなり課長さんなり、例えば、何代かにわたっているならそこでまずきちっと押さえをしていかないといけないと思うんですよ。そこで問題があるならば委員長を含め委員さんまでといった可能性はありますけれども、その前にもうその辺での説明とかあれで、そして、今回のあれではこの機種選定というのは言ってみれば方式選定であって大ざっぱなところで、何も川鉄さんに絞ったわけじゃないというところがまだ。だから、この辺はもう割方あれでいかんと。そういう意味からいくと本当ならばほかの項目も関しますけれども、まずはそのときの事務局長さんがもう全部つながりがあるならお三方でもそろってでもね、ずうっと記憶とあれでつながりが出てくるんだから、その辺ででもそういう話で聞くべきだと思うんですよ。

だから、委員とか委員長とかになると、委員長さんも首長さんでしょう。ですので、やっぱりその辺呼ぶとなると、そして、実質の細かなこととか、その作業も忘れておられる可能性が多分にありますので、逆言うとその辺でいくべきじゃないかと思いますけど。

〇委員長(西口雪夫君)

書記にお願いしますけれども、私もちょっとはっきりわからなくて、その 説明員と参考人出頭の場合の参考人ですね、そして証人尋問の場合の証人で すね、その辺説明員と参考人、証人の違いをちょっとまず説明をしていただけますか。はい、書記長。

〇書記長(山田圭二君)

まず、説明員ですが、これは今、対象となっているのは組合の事務局、現職員が対象となる理事者側というご理解をいただければと思います。

ですから、この委員会の中に出ていただくのは、今回、甲何号証ということで証拠書類として請求あったものについて説明を求める場合、補足説明が必要な場合、今回はもう中身を既に見たこともあられるということで、説明の出席の要求はされておりませんが、今後、出てくる資料で提出の際に説明を併せて要求するというふうな手続になってこようかと。それが説明員ということで理事者側というご理解でいただければと思います。

あと、参考人と証人というところでは、ちょっと違いと申しますのは、証人に関しては今回の百条に係わる分の罰則とか、そういう対象になってこられるというのが大筋の理解でいいかと思いますが、参考人という方はその証人尋問する、今、話に出ておりますが、その当時の事務的な当時の職員であるとか関係者、どちらかと言えば関係者が主体になるかなと。

あと、それ以外の方も含むとは思いますけど、ということで重複する、相手の特定としては重複する分はあろうかと思いますが、違うところというのは、その罰則のあるなし。参考人というのはどちらかと言えば意見を聞くような内容になってこようかと思います。証人に関しては、その調査というような中身で、先ほど話があっていたような証人尋問というような、内容に関してはもう1つ1つ細かく打合せの上、相手に対しても通知をしなければいけないというような規定も入っておろうかと思います。

すみません。お願いします。

〇委員長 (西口雪夫君)

私も最初、説明員と参考人の違いがちょっとはっきりわからなかったものですからちょっとお聞きしましたら、今、言われたように、今の当局の職員の皆さん方がもし呼んでするときには説明員としてきていただきます。そして、あともう過去の、例えば今、載っておりますけれども、重野さんでも、今、ここをやめていって勤めている職員の方も参考人として呼ぶというふうになっておるそうでございます。そのようにご理解いただきたいと思います。私が委員長としましての考えは、今回の入札、あるいは覚書、そういったものに関しましてはできれば当局説明員と、そして、参考人とした形で私はお聞きしたいなと思っております。そして、どうしてもいや僕は出席しないということを言われたときには証人尋問とした形で持っていかなきゃいけな

いかなと思っておりますけれども、とりあえずこちらの組合に関しましては、

私の考えですけれども、一応参考人のほうで招致をしてお話を聞いていけば と思っておりますけれども、皆さんご意見を賜りたいと思います。はい、町 田委員。

〇委員(町田康則君)

私も今、松永委員が言われたように、ここの選定小委員会というのは川鉄に決めたわけじゃないわけですから、それは参考人という形でいいと思いますけど、今度はこれから先のほうにどうせまた来るでしょうから、覚書の変更とかね、色々なったときはね、やっぱり証人としてきちっとした罰則もありますよという格好で呼ぶべきだと思いますので、その職員に、過去に職員であった人もですね。ただし、今のところのこの機種選定については、もうそれでいいと思います。

〇委員長 (西口雪夫君)

はい、松永委員。

〇委員(松永隆志君)

特にこの機種選定については、メーカー側がどんな説明して、それをどんなふうに内容で聞いたのか、そこと説明を受けた内容と、次は、今度はメーカー側から、いやそがん説明せんやったとかね、やっぱりその辺をずうっと時系列的にこっちが受けた説明の資料、それと、メーカー側が説明した中身というのをずうっと最初から遡って、そして、至った経緯としての、だから、どんな説明を受けて、さっきのもう一番の根拠になるのは、幾ら掛かると言うて本当にそうだったのかと、そして、それが性能試験としてあるのかと、そういうのを一連の流れとしていかんばいかんので、ここの場合においては、もう今、言われた形でようなかでしょうか、参考人として。

〇委員長 (西口雪夫君)

はい、副委員長。

〇副委員長(柴田安宣君)

事務局サイドの説明で、今までは4方式でガス化溶融もしくは改質という形できたから、川崎に絞ってやったことじゃないから参考人と。それは意味はわかるんですけれども、ただ、この流れの中でいちばん最初から、今、西口委員長が出されたこの資料から見ても、いちばん最初に設立した当時から川崎製鉄の東京の、川崎の本社のその視察にまず行ってあるんですよね。11年8月8日の東京事務所での会合が、それの中で千葉県にある川崎製鉄の視察をされているということですから、これは前段に川崎ありきということじゃないのかなという気がするのはするんです。後の項でここのまとめるときに12年の4月のこの会議の中で、こういう形でストーカ式を考えてあったのが、こういう形でまとまってきつつあったということで、最後はガス化

方式の改質のほうにまとまったような流れが出ているような気がするわけで すよね。ですから、ここら辺からいくとその参考人でいいんですけれども、 やっぱり最初からの流れを確認しながらどういう説明があったのかというこ とが、その後の項で、9回の委員会の中で、まさに松永委員が言われたとお り、建設費から電力費から、そこで答申を出す前の答えとして、こういうこ とが意見としてまとめの中で書いてあるんですよね。とすれば、この機械が 電力に対するデータというものがですよ、安い値段でできもするし、安い値 段で処理もできるという説明の実証、そういうデータがどういう形で入って きたのかということも検証しないと、どっかで電力の発電機がない施設を見 てですよ、電力云々ということが書いてあるんですよね。だから、どこから 持ってきたデータなのかということは大事なところだと思うんですけれども、 川崎製鉄にあるサーモセレクト方式に関しては発電能力はゼロなんですよね。 ですから、それが後の項で電力まで発電して、それが最終的なプラントの安 い立ち上げの、何ですか、コストの下がる原因になっているというふうなま とめになっているところがあるもんですから、そこら辺を調べることは最前 提としてやらんと、その安かっただけじゃ、建物が安いかと、コストも安い ということで後の議事録にもあるわけですから、そこら辺をどういう調査さ れたかと。それこそきちっとした情報を基にこういうまとめが出たんだろう ですから、そこら辺をやっぱりもう1回、この機種に関してはせんばいかん だろうし、まとめてその3人、事務局長を呼んでという場というんじゃなく て、いちばん最初の起こり、流れということからいけば11年から12年、 13年にかけての事務局もしくはその委員長、そういう人たちは必ず呼んで いただいて、証人になるか参考人になるかわかりませんけれども、そこら辺 も詳しく聞かんと、そこら辺が一番今、悩ましい、事実の流れの問題が発生 したら悩ましいところなんですよね。

〇委員長(西口雪夫君)

松永委員。

〇委員(松永隆志君)

今、副委員長の言われるのはごもっともなんですけれども、まずは参考人なり説明員、当局からずうっと流れとしてどんと説明して、それで納得いくかどうかというところが、やっぱりその押さえはぽんぽんぽんしていかないといけないと思うんですよ。

だから、その流れとしてのものを今、言われたような質問があるならば質問事項として挙げて、参考人なり説明員に対してずうっとやっていく段取りをしていって、そして、そこで本当に疑問があってここだけは押さえんばいかんというところがあったら、そりゃもう参考人招致とかなんかが証人尋問

とかなんかに切り替えていくべきもんであって、とにかく、あの疑問に思うから証人に来いというのじゃだめだと思うんです。一応疑問な点は説明員なり参考人という形でずうっとやっていかんばいかん。だから、それの流れでいってどうしてもというところの証人というふうなもので、やっぱり参考人と証人というたら来られる側の重みも違うわけですよね。だから、その辺を考えながらやっていくべきじゃないかなという気がする。

〇委員長 (西口雪夫君)

今、松永委員から説明員、そして参考人という形でまず聞いていくと、当 局の局長で。(「問題点が抽出されて」の声あり)はい、どうぞ。

〇副委員長 (柴田安宣君)

そこを改めてまた証人として呼んで疑問の点は問いただすということであれば、まあそれで構わんと思います。

〇委員長 (西口雪夫君)

どうされます。日程を例えばですよ、次の機会に説明員、あるいは参考人として当局の元の事務局長さんたち、関係された方々を呼んでお聞きして、また別にそこでの疑問を新たにまた日にちを設定してやっていくべきものか、それとも、例えば、この機種選定に対しては、ものすごく時間を掛けることが先ほどから意見が出ておりますように、余りかけたくないといった意見もありますので、午前中、例えば当局から説明員を呼んで、午後から参考人として呼ぶような方向に持っていくか、その辺もちょっと協議をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。はい、町田委員。

〇委員(町田康則君)

11年度からは13年度まで事務局長として佐原さんですね、14年度が中野さん、15年度からが木原さんですから、そこの人たちをその参考人という格好で呼んでどうだったのかと。それから、それに関する資料等は、細かい資料等、ここに事務局にあるんでしょう、全部それを見させてもらえばと思っております。

〇委員長 (西口雪夫君)

それは改めてまた資料請求をしていただかないと、ここに出ておる資料の中で論議をしていきませんので、その辺はまた再度、資料請求をしていただければと思います。

〇委員(町田康則君)

だから、先ほど言われた参考人として呼んで、疑問が起こった場合にはも う一度と、そんな遠くじゃないから、この地域の人たちはですね、東京から 呼ぶわけじゃありませんので、それでいいと思いますけど。

〇委員長(西口雪夫君)

まずそれでは、参考人として次回ですよ、呼ぶ方を決めんと質問内容が決まらんと思いますけれども、その参考人をどこまで呼ぶか、そこをまず、ここでまずはっきりさせればと思いますけれども、局長だけでよろしいでしょうか。はい、副委員長。

〇副委員長(柴田安宣君)

当時の事務局長は、この機種決定までに至る経過に係わった方は3名になるんですよね。

〇委員長 (西口雪夫君)

はい。先ほど佐原さんと中野さんと木原さんですね、はい。

〇副委員長(柴田安宣君)

その人と、それに小委員会の委員長長は島原の市長ですから、この人もど ういうふうな係わりとどういうふうな情報をもらったかということで、やは りそれは呼んでいただきたいと思うんですよね。それは、あくまでも参考人 で構わんだろうと思うんですけれども。

〇委員長(西口雪夫君)

はい。町田委員。

〇委員(町田康則君)

そしたらですね、できたら、こうこう見たら11年度は総務課長だった重野さんが、12年度から16年度とその方だけはずうっとおられるんですよね。重野君の場合は施設に関するあれですから施設課長というので呼んだらいいと思いますけど。

〇委員長(西口雪夫君)

まずそれでは、一人ずつ。まず松永委員。

〇委員(松永隆志君)

私、局長と課長はよかと思うんですよ。そして、当時の小委員会のトップというかな、事務方じゃなくて責任側の確かにあれですけれども、実際の事務手続じゃ、その模様を聞くのにそこまで呼ぶ必要があるのかなと、同じことば聞いていくわけですよね。だから、まず、ここの中が大きな問題点があって疑義があるような中身だったらそこまでせんばいかんとは思うんですけれども、もうこの機種選定についても今まで私ら勉強会でもやってきたように、まあ、方式決定まで至っていて、その経過というのは向こうの説明の中身というか、川鉄の説明とかなんかを受けたのはどっちかというとその局長さんとかなんかとかね、その担当のほうがやっぱり十分詳しく受けているわけです。それを委員長さんなりに報告しているというのが大方の部分で、直接メーカーの担当者や何かに会おうてですね、委員長や何かが聞いたなんてそがんことあり得んわけですよ。だから、私はもうここでの機種選定の問題

点あれするならばやはり事務局長さんとね、その担当課長さん、ここでまず ね、絞ってやっていくべきじゃないかと思うんです。

だから、確かに委員長ば呼び出すというのはですね、順序から行くとその前の段階でまずせんばいかんことがあった上でのことじゃないかなと私はそがん思います。

〇委員長 (西口雪夫君)

はい、上田委員。

〇委員(上田 篤君)

私もやっぱりまず事実をはっきり確認した上で、そして、その上でして、必要ならば、証人という形でやっぱり呼び出すのが筋じゃないかと思いますね。ですから、2回目、1回目で午前と午後じゃちょっとなかなかまとまらないと思うんで、徹底的に事実を確認した上で、その次なりやっぱり強制力を持った証人ということで呼び出すようにしたほうがいいんじゃないかと思いますけど。

〇委員長 (西口雪夫君)

はい、副委員長。

〇副委員長(柴田安宣君)

それは2回も3回もやられる計画なら、それはそれで構わんわけです。ただ、今の言葉からいけば1回で解決してしもうて、あと次に行こうということであれば、そこに時間があれば参考人で構わんけども、当時の小委員会の委員長は出ていただいて、一気に解決してしまえば次に進みやすかじゃないかなと思ったから、それ出したんですよ。ですから、1日かかってそれを機種選考に関して論議してですよ、そして、納得すれば、それでよかです。だから、しゃっちで証人じゃなくても参考人で、当時の機種選定小委員会の委員長は当然、責任者として色んな会合に出席し、そして、取りまとめに係わってきとらすわけですから、最終的に全部4方式で投げたという反面、一方ではどうも偏った嫌いがあるというのは事実ゆがめないところがあることはあるわけですから。だから、それはそういう形でしていただければと思うんですけどね。

〇委員長(西口雪夫君)

はい、町田委員。

〇委員(町田康則君)

松永委員どうですか、本当、私も確かに疑問が生じたら、またあれという ふうなあるかもしれんけど、ある程度機種選定というのは松永委員が考えて いる、私もそう、まだ本筋の一番大本じゃないと思っていますので、そこの 段階で参考人という格好でも、この日1日なら1日でこの機種選定について は片付けていくと、そういう意味では、今、言われるように参考人で選定委員の委員だった人、委員長が来てもらえば一番いいんですけど、そういうのを聞いて、お互いにですね、そして、していくというのでどうですか。

〇委員長 (西口雪夫君)

はい、松永委員。

〇委員(松永隆志君)

私の意見もさっき言ったとおりで、とにかく、この辺はもう事務的流れを確認してどんどん進めていく種類のものかなと。それで、もっと本当の本筋のところはやっぱり変更覚書なり、川鉄さんの説明とこっちが聞いた中身との検証にあるわけですからね。だから、その辺のところ、あんまりそのときの委員長とかなんかまで遡りよったら私らの委員会の目的はそうでも、外部で見ている人とかなんかは、何かこう違う方向に行っているんじゃないかと危惧される方も出てくる可能性があるわけです。だから、この辺は事務的にとんとことんと私は進めて確認していくのが本来の方向性で進んでいくのかな。幾らセレモニーで押さえるために委員長さん呼ぶというのは、それは参考人だからね、それは何もないことかもしれません。

しかしながら、さっき言ったように、そういうことを、参考人をやればマスコミも来て、さっきも言うた撮影もあれもさすわけでしょうね。やっぱりそういうところに、新聞に元委員長島原市長と、もう大見出しで載るんですよ。それ自体が私はね、逆にこの委員会の本筋のところの詰めと違う方向に進む可能性があるんじゃないかなと。だから、その辺は、こう本当にね、小委員会のそこの調査がね、やっていることがそこに疑義があってというふうな方向が出てくるというならばね、私そこに突き進んでいくべきだと思いますけれども、いや、ここまでのところを一応聞いてするためにというて、そこを呼ぶというのは、そりゃ私はおかしかと思う。そのマスコミのとらえ方というのは絶対違ってくると私は感じます。

〇委員長(西口雪夫君)

今日傍聴席におられる牟田弁護士にお話をお聞きできないのがちょっと残念なんですけど、どうですか、もうここで松永委員の意見と今、こちらの意見と全く違っておるんですけれども、もう少し皆さんの意見を聞いてから、そこら辺も決定していきたいと思いますけど。はい、どうぞ。副委員長。

〇副委員長(柴田安宣君)

目的は同じような考えで、これは今、論議しているわけですよ。ただ、これを軽んじてパスしてしまうときになれば、この機械の大きな問題である低コストに係っていることをどれぐらいの調査をしたのかということが絡んでくるわけですよ。ですからこれは、そこの例えば、川崎に行って研修を積ん

だ人間は委員長なんですよ。情報開示も提供も受けてあって、その上で最終的に取りまとめたのは委員長なんですよ。だから、事務局だけを聞くのは、そりゃやぶさかじゃない。数字データはそれなりの開示はしていただけると思うんですけれども、だけど、この記録から見ても9回にわたって会議をしながら、そして、最終的な結論に至っちゃおるわけです。だけど、それに取りまとめたのは事務局でもあり委員長でもあるんですよ。だから、そこを確認だけでもしていないと、後々それはもうパスだ、という軽んじた問題じゃなくてほかの要綱、ガス化方式でいけば順調に稼働しているやつが多いわけで、これのみがガス化方式じゃ、なかなかトラブって解決していっていないというのが現状ですから、どういう経緯でこれが宣伝され、そして、認められるようなことがあったのかというか、重大なことだと思うんですよ。

〇委員長(西口雪夫君)

先だって、牟田弁護士さんのちょっとお話があったんですけど、結局、方向性はこの前はっきりしました。あくまでも対JFEということで皆さん方と協議しまして方向性はつけておりますので、ただ、事実関係をつくっていくためにはやっぱりある程度、これは、私は避けて通れないといいますか、やはりこれをしていって事実関係をつくっていって、あくまでも、ただ証人尋問ではなくて参考人として来ていただいて意見をお聞きした上で証拠をずうっと固めていくべきかな、と私は思いますけれども。はい、松永委員。

〇委員(松永降志君)

私が思うのは、この小委員会といえども行政の各組織の長が集まってやられていると。だから、私らのこういう委員会みたいに実務的にね、その人がこうやって書類をこう詰めていって、こうしているものとちょっと違うと思うんです、性質が。言ってみればそれぞれの事務局なりなんなりで詰めてきた中身を一応承認するような形での委員会だったのか、チェックしながら。ですので、私は本当の意味でのメーカーとのやりとり、実務、そして、視察には行かれても、その行ったことをきっちり把握して、それを委員長さんが報告書までこうやって書かすわけじゃなかわけです。全部事務局でその辺を取りまとめてこられたんじゃないかなと、そういう意味での実務をきちっとやっておられたところを押さえるのが私はこれの筋だと思うんですよね。で、確かに委員会としての名のもとにされてはいますけれども、実際の実務というものを考えていくならば、そこで、そしてこれが大きな疑義を生むものでない以上はもうそこはあっと通り過ぎるべきじゃないかと私はそういう意味で申し上げております。

それと、やはりトップ、そのときの小委員会の委員長という名前でも、それぞれの行政、自治体の長であられる方を参考人といえども呼ぶというとき

については、ここであえて呼ぶ必要はないのじゃないかなと。押さえはそれでできないというならね、その人が来んばね、絶対それはできないというならあれだけれども、私は事務局長さんと課長のそこでできるんじゃないかなと気がするとですよ。そして(発言する者あり)

〇委員長(西口雪夫君)

はい、そうですね。じゃ、笠井委員。

〇委員(笠井良三君)

そうですね、私も機種選定の段階ですから、できればもうここはさらっとといいますか、そういうふうな形で最終的にまとめてあるのは低価格だというようなところでありますので、それには私たちもこうある程度納得もできますし、その辺については事務局担当あたりとの折衝でいいんじゃないかなと、このように思っております。

〇委員長 (西口雪夫君)

田添委員。

〇委員 (田添政継君)

そうですね、まだ悩んでいるというか、よくわからないところもあるんですけど、今の議論というのは参考人で話を聞くというのが、要するに、信頼できる証言が得られるということなんかが前提になっているような気がするので、やっぱり裏付けというか、複数の人たちに聞くというのは大事なことじゃないかと思うし、もちろんこっち側だけじゃなくて相手側に対してどうするのかということを含めて考えると、第3回のコンサルタントに対する小委員会からの、小委員会に出席しての考え方とか、第4回で小委員長がそのガス化改質式に決め、そういう視察をしてきたとかということを考えると、あながちその事務局に任せっきりということでもないような気がするので、やっぱり最後の詰めは小委員長にご証言をしていただいて、齟齬がないのかどうかというのは確認する必要があるんじゃないかと思います。

〇委員長(西口雪夫君)

上田委員、ご意見をお聞かせください。

〇委員(上田 篤君)

はい、私は今、田添委員も言われましたけれども、第4回の議事録というか、このメモを見てみると委員長が視察をしてきて、非常にいいんじゃないかという発言されているわけですね。これが結果的には入札した後にそっちの方にもう決まるわけですけれども、確かにそういうことを考えればですね、これを本当よく見てみれば、もちろん責任者は委員長でしょうけれども、この委員長も自主的に発言もされていますので、最初から事務局長、それに担当課長、3人呼ぶかどうかちょっとわかりませんけれども、最終的にはやっ

ぱり委員長も呼ぶ必要があるんじゃないかと気がしますけれども、1回目、 2回目はですね、ちょっと私も委員長までいらないような気がしますけど。

〇委員長 (西口雪夫君)

というご意見は、最終的には委員長の招致もその参考人としては必要だと。 (「はい」の声あり)これはもう時間が、さらにご意見を聞いたんですけれ ども、1人ずつ多数決をとって決めてよろしいでしょうか。はい、副委員長。

〇副委員長(柴田安宣君)

決も、でしょうけども、ただ、首長だから公になったとき、まずいとかいうことじゃないんです。疑義があればと言われるけども、疑義があるからこういう機械ができたんですよ。問題がどういう形でここに決めてきたかということは原点なんですよ。(発言する者あり)ですから、委員長が最終的に結論出しているんですよ。事務局がどうせろこうせろとできないはずなんです。ただ、それをそんならもう招致しないとなれば、事務局だけでこの小委員会が成り立つのかと、事務局サイドの経過だけで成り立たないんですよ。最終的な結論はその場所、場所の委員長さんが結論を出して現在に至っているわけですから、それに問題点があってこそ、現在のサーモセレクト方式で悩ましいところになっているわけですから。だから、それを決めたのが事務局長であればそれは構わんのです。だけど、小委員会で決めて最終的に答申が出ているわけですから、それについての質問あたり意見を求める場合は委員長が必ず出て、最終的には出ていただかないと解決、何というかね、流れの解明ができないと思うんですよ。

〇委員長(西口雪夫君)

松永委員。

〇委員(松永隆志君)

その流れの解明でどこにね、ポイントで、ここでね、ここの機種選定のと ころで私はあんまり時間とあれはとりたくないわけです。

そして、とる、とらないためにその委員長に来て、一言言うてもらってというお話で、その必要はわかりますけれどもね、実際に小委員会のあり方として本来的なものはどうだったのか、こっちの説明者や何かに聞いてもらってもよか、当局に聞いて、どんな形で進めてきたのかというたら、やはりその小委員会によってはほら全部読み上げ原稿のね、委員長のあれでやっていたのかね、どがんか色々なタイプがあると思うんですよ。恐らく行政の長の方々でね、機種について色々なご意見も述べられたと思うんですけれども、実際のところ、その機種の調査や何かはやっぱり事務局が責任持ってやっていたんじゃないかなと。

それで、もうその辺の最終的に意見も分かれるところだと思うんで、その

辺については、最終的に私は決をとられるよりも、委員長、副委員長の判断 にお任せいたしたいと思います。

〇委員長 (西口雪夫君)

はい、笠井委員。

〇委員(笠井良三君)

やっぱり機種の決定という、これは一番大きな問題でもあるでしょうけれども、実際にずうっと今、裁判があっていますから、裁判の状況がどういうふうになるのか、それによってまた幾らか係わってくるんじゃないかと思いますが、そういった中で、いちばん最初はですよ、そういった段階的に事情を聴取して、よくわかった人と調査をするということが一番いいんじゃないかなと、そういうふうに思います。

〇委員長 (西口雪夫君)

町田委員。

〇委員(町田康則君)

私も、だから、そういう意味で、また数点ちょっと思ったんですけど、2回目にしたらと。それよりも、もう1回で押さえていくというかな、それと、やっぱり多分、私もそのとき小浜町の議会をさせてもろうて聞いていたのがバラ色の状態だったですもんね、素晴らしいのができると。多分、委員長さんもそういうふうに聞かされていたんじゃないかなと。ばってん、事務方は事務方としてどう思うてなさると、もう少なくとも選定小委員会の委員長さんとか委員のどなたでもいいですよ、やっぱりそこら辺は押さえておく必要あるかなと思うんですよ、それで聞いたらと。そいけん、そこはそんなに突き詰めるわけじゃなかですから参考人として呼ぶのはどうかなと、それが一番いいかなと思ったもんですから。

〇委員長(西口雪夫君)

私もあくまでも証人、いや、これはやはり委員長、副委員長に任せていた だくよりは他の委員会を見ましても、これは皆さんの議決によって証人の方 の招致は決めておるようでございますので、1人ずつまいります。(「ちょ っと待ってください」の声あり)はい。松永委員。

〇委員(松永隆志君)

今、証人と言われましたけど(「参考人」の声あり)参考人ね。参考人の 質疑についてのあり方は、さっき証人についてはですよ、委員長一元化の質 問の仕方やっていましたたいね、参考人についてはどがんしますか。

〇委員長 (西口雪夫君)

どうですか、皆さん、先ほどの要領の中には、その証人に関しての質問の際は決めましたけれども、参考人に対する質問のあり方はどう決定されます

か。(発言する者あり)委員長に任せていただいて、あと補足質問を皆さんでしていただく。あくまでも、しかし、これは補足質問でも、ある程度皆さんで話し合った上での質問をしていただきたいと思います。

〇委員(松永隆志君)

とにかくですね、私が言いたいのは最初からね、1回目やっけんが、この 委員会やっけんという押さえ方じゃなくて、私はもう説明員、参考人でね、 つるつるつるっといちばん最後まで1回いくべきだと思うんです、流れとし て。ここの機種選定だけじゃなくて、ずうっとこの前もらった事務局作って くれた説明資料のあれで、ここの事務局長からも前勉強会のときに説明受け たよな、あれで全部。だから、その押さえをね、まずはその当時の関係者の 一番聞きやすい人たちに、最近のことならばここの説明員という形で、そし て、遡っていくならば参考人という形で事務局の担当者なりなんなりで、ば あっと一連のことを聞いていって、そして、それが疑問な点とかなんかは別 の。だから、そこの疑問な点で川鉄と最終的にはそこを比べ合わせていく作 業というのが私は一番主眼を置いているもんだから、ここなんかはさっとい く。そして、そこでどうしても委員長や何かに押さえんばいかんというとこ ろだったら、そこで戻って委員長さんに参考人としてお願いする。そういう 押さえ方をしていくのが。だから、全体でどこに主眼を置いていくべきかと いうところがまだ決まっていないという気がするとです。一応は川鉄さんと のやりとりのというところになっていますけどね。だから、一連のところを まずぱっと押さえるようにお願いすると、そういう意味で言っております。 だから、絶対呼ぶなとかね、そういうもんじゃない。

まず、最初に、それが第1回目で、機種選定小委員長さん、元自治体の長さんが呼ばれましたと新聞の見出しそうなるわけです。それじゃなくてずうっといって、ずうっと詰まっていく中でそうなるなら私はそりゃ構いませんけれども、順序というのをやっぱり考えていくべきかなと、そういう意味でございます。後はもう各委員さんのお考えだと思います。

〇委員長(西口雪夫君)

ただそれだけ、例えば、今の松永委員(発言する者あり)はい、どうぞ。 副委員長。

〇副委員長(柴田安宣君)

僕は全く逆と思うんですよ。当時の機種選定小委員会の委員長が一番最優先して質問をしたいと僕は思っているんです。結論を出したのは小委員会ですから、事務局じゃないわけですから。だから、参考人であっても構わんから、どういう形でこの機種を選ばれたのか、そして、その情報はどれぐらいの提示をされたのか、そして、どういう形で判断されたのかというたら、そ

れは逆に僕は事務局が選んで、そう誘導したということは思いたくないんで す。

委員長でやられたことで、小委員会には、ここの管理者等がこういう組織を作って、そして、機種選考に関してはよろしく頼むと投げかけてあるわけですから。それだったら、それに補足して、もちろん局長は、事務局長そのものは努力されて小委員会の意向に沿うような形で取りまとめてこられたんだろうと思うんですけれども、最終的に僕はそれを必要なら呼べばというんじゃなくて、本当は委員長が大、最優先して証人として出ていただきたいと。そして、結果的にこうなったという説明があれば、そりゃそれで納得するわけですよ。

だから、事務局サイドで流れたからさらっといけばと、それは説明はそいでよかですよ。例えば、ほんならほかのことに関してもですよ、これは川崎製鉄が元々ですよ、最初から川崎が優先順位の1位だったんじゃないんですよ。僕らも愛野町の議会の当時この機種選考はどういう形になるか、ごみ焼却場の最終処分場とかなんとか研修に行ったことがあるんです、ここにできる前。で、当時はストーカ式で100%決まっているみたいな感じで、そのストーカ式の新しいのを2カ所ほど見て回ったことがあるんです。で、いつの間にかこういう形で川崎の、しかも、欠陥炉と思われるような形に変わってきたのか。この原因究明は、この争いの基になっているのは、この機種じゃないんだったら、川崎もほかの機種だったらこんなへまなことができんだったろうと思う。

ただ、こういう形で流れてきた以上は確認する必要があるわけですから、 僕はそいけん、委員長が最優先だと僕は思うんですよ。

〇委員長 (西口雪夫君)

すみません。少し休憩してから再開したいと思います。休憩します。

(午前11時35分 休憩)

(午前11時46分 再開)

〇委員長 (西口雪夫君)

それでは、委員会を再開させていただきます。

時間が12時までということに区切っておりましたので、とりあえず、も うここで結論を出させていただく方向でよろしいでしょうか。 (「はい」の 声あり)

それでは、まず、参考人として招致を、まず招致をどの方を呼んで、どういった方向でするかで決めていきたいと思います。

参考人招致で呼びたい方のお名前をまず挙げていただきたいと思います。 参考人招致です、とりあえず。じゃ、証人尋問から行きますか。 それでは、最初、証人尋問で呼びたい方のお名前をまず挙げていただきた いと思います。 (「はい」の声あり) はい、町田委員。

〇委員(町田康則君)

私は、先ほど出ました11年度から佐原さん、中野局長と、ずっと11年度から16年度までもおられた重野課長。

〇委員長 (西口雪夫君)

証人尋問ですよ、これは。

〇委員(町田康則君)

はい。それでもう、やっぱり参考人で呼んだ場合に、そういうふうな今、 弁護士さんから話を聞きましたら、そしたらもう証人できちっと呼んだほう が、重みがあって、最終的に僕らも違ってくるのかなと思いますので、証人 で呼ぶべきだと思います。

それから、先ほど、できましたら選定小委員会の委員長さんなり等、やっぱりどなたか、元委員長さん来ていただければ一番いいですけど。

〇委員長 (西口雪夫君)

吉岡選定小委員長ですね。

〇委員(町田康則君)

はい。お願いします。

〇委員長 (西口雪夫君)

お諮りします。今、重野課長のお名前が上がりました。重野課長を証人尋問として呼ぶことに賛成の方、挙手をお願いします。

(賛成者举手)

〇委員長(西口雪夫君)

賛成多数で、重野課長を証人尋問として招致を決定いたします。 次に、吉岡前機種選定小委員長の招致に賛成の方、挙手をお願いいたします。

(賛成者举手)

〇委員長(西口雪夫君)

賛成多数で、吉岡前機種選定小委員長の証人尋問を決定いたします。 ほかに、証人尋問のほうで呼ばれる方のお名前ございませんか。はい、町 田委員。

〇委員(町田康則君)

先ほど言いました、局長である11年度から佐原局長さんですね。もちろん、ちょうど決めたぐらいのときに、14年のこれを見ましたら、第9回目が14年8月ですね。それまでには決まっているから、佐原さんで大体いいのかなと。14年3月まではされているでしょうから、できたら佐原局長を

と思いますけど。

〇委員長 (西口雪夫君)

今、佐原局長の名前が上がりましたけれども、佐原局長の招致を賛成の方、 挙手をお願いいたします。

(賛成者举手)

〇委員長 (西口雪夫君)

賛成多数で佐原局長の招致を決定いたします。

ほかに、いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

〇委員長 (西口雪夫君)

では、参考人招致としての招致をしたい方のお名前を挙げていただきたい と思います。

(「なし」の声あり)

〇委員長 (西口雪夫君)

なしでよろしいでしょうか。(「はい」の声あり)

それでは、参考人招致で呼ばれる方はなしと決定いたします。

お諮りいたします。

証人尋問として呼ぶ方の決定を重野課長、吉岡前機種選定小委員長、佐原 前局長の3名でよろしいでしょうか。(「はい」の声あり)

では、証人尋問の証人としての3名を決定いたします。それでは、秘密会 を解除します。これより傍聴人の入場を許可します。

時間がございません。次の質問項目に対しましては、委員長、副委員長、 そして弁護士さんにお任せしてよろしいでしょうか。(「はい」の声あり) それでは、今日提出いただきました資料を基に、委員長と副委員長、そし て弁護士さんを交えまして質問項目を決定していきたいと思っております。 では、続きまして、今後のスケジュールについて入ります。

雲仙市議会からのFAXは来ていますかね、書記。

〇書記(吉田将光君)

まだ届いておりません。

〇委員長(西口雪夫君)

雲仙市議会の日程、ちょっとわかりませんか、ある程度の。(発言する者あり)じゃ、11月にまず日にちを決定したいと思いますけれども、諫早市議会が、9、10、11日が結構行政視察が入っておりますので。(発言する者あり)11月4日ですか。(「だけど、11月の1回目は、その上旬のほうで1回やらんと、中旬になってくると詰まってくるけん」の声あり)うん、もう上旬に1回やりましょうか。8日はどうですか、皆さん空いていま

すか。経済環境委員会の視察が入っていますね。(「7日は誰か入っとっと」の声あり)牟田弁護士、4日の予定はどうでしょうか。(発言する者あり)6時までに、はい。(発言する者あり)12時に終わります。もう入ってもらって結構です。4日でよろしいでしょうか。(「はい」の声あり)4日の10時からで。

あと、一応4日に開いて、その後のスケジュールはまたそのときによろしいですか。それとも、もう(発言する者あり)いいですか。(「中旬ぐらいに予定しておけば」の声あり)次の予定をですね。(「うん。その次に、どれをどうするかを決めて」の声あり)もうある程度決めとかんとですね。(「日にちだけ押さえて」の声あり)とっときましょうか、日にちをですね。(「はい」の声あり)17、18日ぐらいの日にちはどうですか、皆さん方は。何か入っていますか。(発言する者あり)18日は一般質問の締め切りなんですけれども、これは、もう別に前もって1日早う出せばよかことでしょうから。18日で一応予定していいですか。(発言する者あり)なんとかこちらを優先できませんか。(発言する者あり)18日で一応、田添委員、その辺をなんとかクリアしていただきたいと思います。

それでは、次回が4日の10時からですね。そして、その次の予定として 18日の10時から予定してよろしいでしょうか。(「はい」の声あり) それでは、一応今日の協議事項は以上ですべてを終了しましたので、今後、 質問項目等につきましては、委員長、副委員長に任せていただきたいと思います。

議長のほうから何かございますか。

〇議長(並川和則君)

いや、ないです。

〇委員長 (西口雪夫君)

はい、副委員長。

〇副委員長(柴田安宣君)

資料の請求をお願いしたいんですけれども、今、裁判所に甲53号証から甲58号証まで、陳述書であり、また意見書であるというふうなことが提出されておりますが、それの中で、どういうふうな陳述がされ、しかも、今までのJFEの流れということを正しく説明してありますから、それをぜひ、

その資料を提出していただきたいというふうなことと、それに加えて、甲第21号証、甲第22号証ということで、総合エンジニアリングにおられた人がレポートという形で提出されているはずなんですけども、それも併せて提出していただきたい。それと、もう1つは、甲第16号証の2ということで、その中で、色んな角度でこれが言葉とし出てきますが、どういう形でこ

れがされているのかというそれについて提出をお願いしたいと思います。あわせて、甲第26号証の1と甲第26号証の2で、当時の川崎製鉄から組合に応札条件に対する回答書ということで、年間運転計画が提出されておりますので、この資料も提出していただきたいと思います。

〇委員長 (西口雪夫君)

委員会に諮ります。今、柴田副委員長のほうから資料請求が上がっております。これ書記にちょっとお尋ねします。その陳述書等は提出できるんでしょうか。

〇書記(山田圭二君)

まず、おっしゃったその陳述書、意見書ですが、今、裁判を行っているものの証拠書類ということで提出されているところがございまして、その文書の所属につきましても弁護士のほうになりますので、そのあたりはまずもって確認すべきことかなとは思っております。実際、この作成に関しては、訴訟代理人のほうから証拠として出したいので、という申し出によりこれらの書類が作成されているということでの書類だと思っております。

〇委員長 (西口雪夫君)

この件に関しましては、一応、書類として裁判に差し支える可能性がある ということでございますけれども、一応、こちらとしては決定したら上げて 見てよろしいでしょうか。

それでは、まず、委員会に諮ります。

先ほど、副委員長のほうから、まず甲第53号証が上がっております。甲第53号証の資料請求に賛成の方は手を挙げてください。

(賛成者举手)

〇委員長 (西口雪夫君)

甲第53号証決定いたします。

次に、甲第54号証についての資料請求に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)

〇委員長(西口雪夫君)

はい、甲第54号証、決定いたします。

次、甲第56号証の資料請求に賛成の方。

(賛成者举手)

〇委員長(西口雪夫君)

はい、決定いたします。

次、甲第58号証の資料請求に賛成の方。

(賛成者举手)

〇委員長(西口雪夫君)

はい、甲第58号証、決定いたします。

次に、甲第21号証に賛成請求の方。

(賛成者举手)

〇委員長 (西口雪夫君)

はい、甲第21号証、決定いたします。

次、甲第22号証に賛成請求の方。

(賛成者举手)

〇委員長 (西口雪夫君)

はい、甲第22号証、決定いたします。

次に、甲第16号証の2の資料請求に賛成の方。

(賛成者挙手)

〇委員長 (西口雪夫君)

はい、甲第16号証の2、決定いたします。

次に、甲第26号証の1及び甲第26号証の2の資料請求に賛成の方。

(賛成者举手)

〇委員長 (西口雪夫君)

はい、甲第26号証の1及び甲第26号証の2、決定いたします。

一応、賛成でございますので、この資料を請求させていただきますけれども、 上のほうで、後で裁判に差し支える可能性のあるときにはご了承いただきた いと思います。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

〇委員長 (西口雪夫君)

議事録に対してございませんか。

(「なし」の声あり)

〇委員長 (西口雪夫君)

それでは、一応、資料請求としましては、先ほど上がりましたのを議長の ほうに資料請求させていただきたいと思います。

今日は、お忙しい中にありがとうございました。また、4日によろしくお願い申し上げたいと思います。

以上で、第3回の調査特別委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午後0時02分 閉会)

会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

ごみ処理施設に関する調査特別委員会 委員長 西口 雪夫